

第7回平成19年3月定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成19年3月13日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時42分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	11番	勢旗毅
2番	畠山伸枝	12番	多田正成
3番	上山光正	13番	服部博和
4番	廣野安樹	14番	有吉正
5番	小林庸夫	16番	森本敏軌
6番	家城功	17番	今田博文
7番	伊藤幸男	18番	糸井満雄
8番	浪江郁雄		
9番	井田義之		

2. 欠席議員

10番	赤松孝一	15番	谷口忠弘
-----	------	-----	------

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	森下 文夫	書記	植松 ひろ子
--------	-------	----	--------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
助役	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農林課長	山崎 信之
野田川地域振興課長	平野 勝彦	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	和田 茂雄	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水道課長	芋田 政志
会計室長	金谷 肇	保健課長	佐賀 義之
建設課長	坂本 典男	福祉課長	岡田 康利

5 . 議事日程  
日程第 1

一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。ご苦労さんでございます。

まず、谷口議員と赤松議員から欠席の申し出がありますので、ご報告いたします。

最近、皆さん大変風邪がはやっておりまして、どうぞ体には十分気をつけていただきまして、風邪をひかないようにお気をつけ願いたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

12人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を許します。

まず、13番、服部博和議員の一般質問を許します。

13番、服部議員。

13番(服部博和) 私はさきに通告いたしておりますように、「与謝野町パート及び臨時職員212名の待遇を問う」と題しまして、町長にお伺いしたいと思います。

現在、日本の人事労務管理は、経済の動きと同様、猛スピードで変化しておることはご存じのとおりでございます。バブル崩壊によって全く先の見えない低成長時代にあって、各企業とも少しでも利益を確保すべく、あらゆる経営努力を行ってまいっておるのでございます。その経営努力の一環として、人事労務面での変革が推し進められてきておるのであります。この人事労務面での変革は、結果として日本独特の雇用制度を崩壊させるのに十分な威力を發揮したのであります。つまり日本的経営の代名詞とも言える終身雇用制度と年功序列制度の崩壊をもたらしたのであります。

簡単に申しますと終身雇用制度とは、一度新卒として入社した会社に定年まで勤め上げ、会社はそれを保障する制度であります。一方、年功序列制度とは、年齢を重ねるたびに給料やポストが上昇する制度であります。そしてこれらの制度は、共通して正社員を採用することを前提としておるのであります。

これらの制度は安定成長時代のもとでは、会社と従業員の信頼関係を築き、会社組織を発展させるという大きなメリットがあったわけでありまして。しかし、信頼関係だけでは利益は生み出せなくなった低成長時代においては、人件費の高騰や有能な社員のやる気のなさなどデメリットが多く目につくようになり、そのため各企業はリストラクチャリング、能力給制度、ワークシェアリング、アウトソーシング等々あらゆる手段を用いて、経営の改善を行ってまいったのであります。

その結果、終身雇用制度と年功序列制度の主役である正社員の数はどんどん減らされ、かわりに人件費の削減や労働力の効率などの面で、効果的なパートタイマーや派遣労働者、契約社員などの方々が多く求められるようになったのであります。

こうした雇用形態で働く労働者の方々は近年急激にふえ、パート労働者の割合は2006年の厚労省の統計によりますと1,205万人であり、農林業を除く雇用者数の全体の27%を占める一大勢力となってきておるということでありまして。ここで問題なのは、正社員であろうとパー

トであろうと臨時職員であろうと、労働者には変わりがないということでもあります。そのため国家は労働法により、使用者と労働者の立場の安定を図るべく規定を設けておるのであります。

しかし残念なことに不況の現在、低賃金であっても職を求める人々が多いため、買い手市場となり、労働法で定められた規定を守らない使用者にいいように使われているのが、現実ではないであろうと思うのであります。

正社員以外の雇用形態に働く労働者といえども、人であり、貴重な人材であることは何ら変わらないのであります。パートの方々の仕事意識の向上をさせ、ひいては会社の利益を伸ばすためにも、彼らの待遇改善こそ今必要なことではなかろうかと思うのであります。

このような全国的な現状をかんがみ厚労省は、労使双方の代表が参加する労働政策審議会を立ち上げ、議論を進めてきております。その改正のポイントは職務や責任が正社員と変わらない正社員並みパートについて、正社員と同じ賃金、教育訓練、福利厚生 of 適用を義務づけたのであります。他のパートについては、正社員とのバランスに配慮するよう努力を求めているわけがございます。また、パートを正社員に展開する仕組みも、整えなければならぬとされております。

そこで、正社員以外の雇用形態について、少し述べてみたいと思います。

一昔前は、労働者といえば、すなわち正社員であり、前述いたしましたようにフルタイムで働き、雇われた会社で定年まで働くというスタイルが主でありました。しかし近年になると、非正社員がふえてきていることは、先ほど述べたとおりであります。また、雇用形態も多様化してきております。呼び方も契約社員、臨時的雇用者、アルバイト、パートタイマー、出向社員、派遣社員等々であります。

これに少し、さらに説明を加えてみますと、契約社員とは一体何なのか。一般的には契約期間が設けられており、その点が正社員とは決定的な違いの社員のことを申しておるようでございます。主に保険会社の女性外交員や、工場で働く臨時工などが該当しておるようでございます。

パートタイマーとは、スーパーや百貨店で働く定員さん方に多く見られるようであります。製造業では、工場での補助的作業に当たる作業員などであり、主に家計補助的に働く主婦の割合が多く、正社員以外で最も高い割合を占めておると言われております。

次に、派遣社員ですが、法改正の影響もあり、近年、最も注目される雇用形態の1つとなっております。派遣会社から派遣され、依頼を受けた会社で勤務する労働者のことであり、職種は多岐にわたりますが、OA機器操作や、そのインストラクター、会社の受け付け、デモストレーション関係などについておられる方が代表的であります。主に女性を中心に、派遣労働者と働く人がふえておるということでもあります。

アルバイト、またフリーターとも呼ばれておるようでございます。主に学生などの若者が自己資本獲得のために、自分の都合のいい日や時間で働く雇用形態であり、パートタイマーと同種とされているようです。コンビニエンスストアやファーストフード、レストランの外食産業など、サービス産業が中心になっておるようでございます。

次に、嘱託職員は、一般的に定年後に再雇用された労働者を指しておるようでございます。自社の嘱託規定に基づき、本人が希望した場合に契約期間を定めて再雇用される例が多く見られているようでございます。

最後に、出向社員でございますが、出向社員は親会社やグループ会社から出向してきた労働者

のことを指しておるようでございます。出向先の人手不足を補う目的や、出向先との結びつきを強める目的。さらには経営の多角化により、新会社を設立したために出向したケースが多く見られるようでございます。

私はこれらの方々に対し、それぞれの事情を考慮しながらの待遇改善を、行っていかなければならないというふうに考えておるわけでございます。そのためには、まず、もっと積極的に働きたいと思っておるの方々に対する改善策として、キャリアアップの機会を与えていくこと。そのためには正職員同様、教育、訓練機会を設け、正職員への転換の機会の門戸を開放するべきだと思うのであります。

仕方なくこれらの労働条件のもとで働かざるを得ない人もあれば、また自分の時間を大切にしたいという考え方の方や、特に女性の場合、家庭と仕事をできる範囲で両立したいと考える人も多くあることは事実であります。この方々はサラリーマンを夫に持つ主婦層が大半であり、第3号被保険者と呼ばれている方々であります。この方々は年収130万円未満の所得であり、夫の被扶養配偶者として国民年金の掛金なしでその制度を受けており、健康保険についても夫の加入により、扶養家族として健康保険が適用されておる方々を指しておるわけでございます。したがって、この方々は厚生年金、または行政で言うならば共済年金を、夫が払う分に含まれるとして負担はゼロであるわけであります。これらの方々への負担は、だれがしておるのかと申しましたら独身の男女の方や共働きの夫婦、また、厚生年金に加入しておる低所得の母子家庭の母親や未亡人が負担しているという現実を、直視しなければならないのではないかと考えております。ですからパートの保険加入を損得で考えるならば、フリーターなどが就労する場合とサラリーマンの奥さんとは、事情が異なるということであります。

もう少し詳しく説明をさせていただきますならば、フリーターは国民年金加入者であれば自己負担で保険料を全額支払うわけでございます。ところが厚生年金加入なら会社が半額負担をしてくれる制度となっておるわけでございます。ですから月10万円の収入で1年間加入した場合、国民年金保険料の支払いは年約17万円相当となるわけでございます。しかし厚生年金なら自己負担は約9万円で済むということであります。

一方、サラリーマンの妻の場合は、現在負担はゼロなのに正式に加入すれば年9万円支払わなければならないわけでございます。年間手取りはかなり減るといふ計算となるわけあります。このことから、終身雇用制度での正社員ありきを前提にした現在のこの制度が、すべて既に時代に合わなくなっていることが理解していただけるのではなからうかと思うわけでございます。

さて現在、与謝野町には臨時嘱託職員として称される正職員以外の方々を、212人雇用されております。職種は保育士さんであったり、給食調理員さんであったり、事務員さんであったり、作業員さんであったりさまざまであります。給与体系もバラバラであり、月給制であったり日給制であったり、また時間制、委託制という4通りで支払われておるのが現実であります。

当然、正職員の方々はずべて月給制であり、期末手当を初め扶養手当、勤務手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理者特別勤務手当、管理職手当、勤勉手当、児童手当等も払われております。また、退職後の生活維持のため共済年金も整備されております。他に今年度より廃止にはなりましたが、寒冷地手当も支払われておったようであり、まさに至せり尽くせりの待遇である

わけでありませう。

これら今までの申し述べてきたことをもとに、与謝野町のパート及び臨時職員に対する待遇改善をどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

まず、育児休暇についてお伺いをしたいと思います、地方公務員法の育児休業等に関する法律では、これらの職員に育児を認めてはいないわけでありませう。なぜならば育休は長期雇用が前提でありませう。地方公務員法では臨時非常勤職員の任用を、最長で1年と定めておられるわけでありませう。ここが民間と違い、公務員の採用は雇用契約でなく任用であるため、例え同じ職場で何年働いていても期間の定めがない雇用とはみなされないことは承知いたしておりますが、育休のない状況下では、少子化対策が叫ばれる中で時代に逆行しておられるように思われて仕方ないわけでありませう。この育休の状況についてどのようにお考えであるのか、まず1点お伺いをしたいと思います。

次に、給与、賃金についてお伺いをいたします。

当町のパート、臨職さんの給与体系は月給制が37人、日給制が90人、時間給制が76人となっております。前述いたしましたように、正職員には各種手当が整備されておりますが、こちらはほとんど整備されていないのが実情でありませう。しかし今回のパート労働法の見直しにより、社員と仕事内容が同じで長期間続けて勤務するパートに対しては、差別的な取り扱いを禁止すると明示し、賃金などで社員と同水準の処遇をするよう義務づけられることとなっております。

このような改正のもと先ほどの質問と同様、公務員法という壁がありますが、枠の中にあっても改善でき得ることはあると思っております。

これに対し町長は、どのようなお考えであるのかお伺いをし、第1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めませう。

太田町長。

町 長（太田貴美） おはようございませう。

悪い風邪がはやっているようで、私も変な声をしておりませう、お聞き苦しいところがあるかと思ひませうけれども、お許し願ひたいというふうに思ひませう。

服部議員のご質問の「与謝野町パート及び臨時職員212人の待遇改善を問う」というご質問でございませうけれども、まずご指摘のパートタイム労働法改正案の趣旨についてでございませうが、同一の事業所において、正職員と同一の職務の内容で勤務する期間の定めのない労働契約をしている臨時職員について、期間の定めがないために雇用関係がとても不安定であることから法的に保護すべきものとして、短時間労働者であることを理由に賃金や教育、訓練、福利厚生その他の待遇面で、正規職員と差別的な取り扱いをしてはならないということだというふうに思ひませう。

ところで、この法律の背景として、ご指摘のような現在の利益追求型の企業の多くが、経費の削減のために正規の職員にかえて臨時職員を雇用している状況が、社会経済情勢全般にわたる大きな変化としてあること。また、その結果、短時間労働者の果たすべき役割が増大しているにもかかわらず、その労働条件の整備がおくれている現状にあることが、大きな社会問題であるとの認識に立つものですが、当町の臨時職員の雇用の目的が、正規職員の欠員を臨時的に、また補助的に支えるために任用しているわけございませう、その動機の点で大きな相違点があるという

ふうになっております。

このように、その雇用の目的や性格の違いから、結果として賃金等の勤務条件などの運用の中で、正規職員との格差を設けているわけがございますので、この点では特段のご理解をいただかなければならないものと考えております。

また、これら臨時職員の賃金の問題は、昨年の議会でもるご指摘いただいたところでございますが、新町発足の際に、一般職の職員の給与につきましても新町で統一する必要から、多くの職員に対して大幅な減額をお願いした経緯があります。また、旧町で共通して雇用しておりました保育士や給食調理員、最終処分場などの臨時職員の賃金も同様に、新町で統一する必要が生じたものでございます。

これらの職員の賃金については、旧町の考え方や取り扱いの違いから、経験年数などを加味して月額制で雇用していた町や、経験年数等は一切加味しないで日額で雇用していた町もある中で、合併のぎりぎりまで調整が難航したと聞いておりますが、調整の結果として、職種によっては従来の賃金よりも3割以上の大幅な減額をお願いすることになったものでございます。

当町における臨時職員の待遇改善に関しましては、以上のようなさまざまな事情がある中で、現在のような姿になっているところでございますが、ご指摘のとおりパートタイム労働法の趣旨から、正規職員との均衡を考慮すべきものと考えておりますので、ご質問の大意を踏まえながら、特に賃金その他の勤務条件の改善に向けて近隣市町の状況も調査する中で、一定の検討は必要ではないかというふうに考えております。

次に、臨時職員の育児休業制度についてのお尋ねですが、臨時職員については地方公務員の育児休業等に関する法律の適用は除外されますが、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用があり、正規職員と同様にノーワーク、ノーペイ原則から、この間の賃金は支給されませんが、社会保険による育児休業手当金の支給がありますし、育児休業後の職務への復帰につきましても、この法律が育児休業期間中の労働者の雇用と福祉を保障するための法律でありますので、育児休業をした職員の契約期間の残りの期間との関係や、充当する臨時職員の契約期間との関連もありますので、一概には申し上げられませんが、基本的には育児休業の期間満了にあわせて職務に復帰していただけるよう配慮することとなります。

以上、非常に簡単ではございますが、服部議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 服部議員。

1 3 番（服部博和） それでは2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

育休につきましては、社会保険等の関係もあってその方がカバーができるし、またその後、職場に復帰できる制度もあるということを知り、若干ほっとしておるところであるわけでございます。今後もそういう方向で、いろいろとあらゆる面で可能性を求めて、ひとつ臨職の方、パートの方に対する待遇を向上させるような方向で、ご努力をお願いがしたいというふうになっておるわけでございますので、よろしくお願いたします。

さて、先ほど若干、町長の答弁の中でも触れられましたこととございますけれども、この合併のときに正職員も含めて、大幅な賃金カットがあったというお話も答弁の中であったわけでございます。私が若干調べましたところによりますと、給食センターの職員さんが主だというふうになるわけでございますけれども、この給食センターの職員さんの給与が、34%カットされたと

いう事実突き当たったわけでございます。時間的なこともあって、ほかのところはまだ調査ができておりませんが、この給食センターのパートの方の給与カットにつきまして、若干調査したことを述べさせていただきますと、以前、旧町の場合でございますが、そのときはパートの職員さんの給与は月給制であったわけでございます。月給制で月18万円の給料をもらっておられたというようなことでございます。これを12カ月間にしますと216万円、賞与がこの余分に2カ月間出ておまして36万円、合計しますと年間の所得が252万円あったわけでございます。ところが、これが合併になって改悪と言うんですか、改悪後は日給制になりまして、日額6,000円、20日間働くとして月額12万円、これの12カ月ですので144万円。また、賞与の方も2カ月分ですのままでございますが、本給が下がっておるわけでございますので24万円。ですから年間の職員が、168万円ということになるわけでございます。ということになりましたならば34%のダウンということで、34%、3分の1カットされるということは、これは普通の状態ではないんではなかろうかなというふうに思って、生存権が危ぶまれるような事態もあるんではなかろうかなというぐらいの、大幅なカットであるというふうに思っておるわけであります。

これは給食センターだけの調査でございますので、まだほかのところは調べておりませんが、恐らくこういうような状況が、ほかにもあるんではなかろうかなというふうに思っておるわけでございます。ですから、このような劣悪な条件のもとで、労働を強いておられるということは、これはやはりパートに対する差別的な状況ではなかろうかなというふうに思っております。

またもう1つ、私が大変これはというふうに感じたことを述べさせていただきますと、このパートの方々の賃金は、予算書、決算書で見ましても、どこを見ても出てこないわけでございます。これをずーと突き詰めて問いただしていきましてところ、このパートの方々の賃金というのは、物件費の項目に入っておるわけでございます。これを広辞苑で物件費とは何かということを調べてみましたならば、「物件」とは品物、それから物品、土地建物の不動産を言うということでございます。「物件費」というのは、物件の購入のために充てる費用であり、「物件費」に対する言葉として、「人件費」という言葉がある。いわゆるパートの方々を物としてしか取り扱ってないということの、あらわれではなかろうかなというふうにとらえるわけでございます。こらちから、原点からやはり違ってきておるんではなかろうかというふうに、とらまえるわけでございます。

1回目の質問のところでも申し述べましたように、ただ給与の面で待遇を改善しようと言うても、被3号保険者のようにもう給料を上げてもらわなくてもいいという方も、当然おられるわけでございます。ですから、このパートの212人の方々のすみ分けをする必要が、まずあるんじゃないだろうか。いわゆる扶養家族のままでいたい人、また、あいた時間だけ働きたい人、それから積極的に働いて、機会があれば正職員になりたいという情熱のある方、こういう方々にすみ分けをして、いわゆる分けていって、その方々に対する1つずつ違う方向で待遇改善をしていくということが、今求められるんではなかろうかなというふうに思っておるわけでございます。

また、これに対しましては、財源の問題が常に伴ってくるわけでございます。今年度を予算を立てられるのにも、相当な金額が足りないということで頭を悩まされておったわけでございます。どこからそんならこのパートの方々に保障する財源を、引っ張り出してくるのかということでご

ざいますけれども、私はこれ調べましたところ正職員の方々の時間外労働費として3,600万円、時間外賃金が支払われておるようでございます。これをもとにしたところでの財源確保というものが、考えられないだろうかというふうに思っておるわけでございます。

また、一般に言われることとございますけれども、世界の常識としては週48時間以上働かないのが世界の常識になっております。しかしながら日本の労働者は、週50時間以上働く方が28%あるというこの現実、ここらじにもやはり着目する必要があるのではなからうかなと思っております。これを年1,800時間程度に抑え、もっと人間的な生活をし、そしてその抑えたいわゆる給与というものを、これらの方々に回す工夫ができないもんだらうか。いわゆるこの与謝野町の職員さんの中でも3,600万円という残業をしておられる方々を、こういう方々のもっと労働力を減らし、働いていただかなく、残業していただかなくともいい方法を講じていって、そしてこれらのパートの方々に回していく方法を、講じていくことができないのではなからうかなというふうに考えておるわけでございます。

また最近の新聞に、おもしろいことが書いてありました。1980年代は働く女性には子供ができる数の割合というものが大変低かったというふうに報じられております。しかしながら19年3月、ことしの3月8日の新聞によりましたならば、近年3年に結婚した夫婦のうち妻が正社員の場合は、パートなど非社員の割合に比べ子供が生まれた割合が約2倍になることが、厚労省の調べでわかったという記事であります。また同省は、正社員は育児休業制度など、非正社員より生む機会が整っておることが、要因ではなからうかなというふうにも述べておるわけでございます。いわゆる少子・高齢化の典型でありますこの丹後において子供も求めるならば、やはりこういうところから1つずつ手を打っていく必要が、あるのではなからうかなというふうに思っておるわけでございます。

私は与謝野町の議会議員にならせていただきましてからずっと、この問題を基本にしたところの一般質問をさせていただいてきております。やはり基本は、この辺にあるのではなからうかなということが、今回の一般質問の原稿を書いておる中で、ひしひしと感じてきたわけでございます。ぜひともこれらのことを考慮していただきまして、少子・高齢化に歯どめをかけ、また、働く人々が明るい顔で、生き生きと働ける社会を築いていただきたい。その先鞭をぜひとも与謝野町の臨時職員さんの中から発していただきたい、スタートしていただきたい。

かように念じつつ、町長に2回目のご質問をさせていただきたいと思っております。ご答弁よろしくお願いたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、与謝野町の臨時職員の雇用の目的は、賃金を減らすとかそういった意味ではなしに、正規職員の欠員を臨時的に、また補助的に行うということが最大と言いますか、まず第一の目的でございます。ですから、育休や産休に入る職員のかわりに、臨時職員をお願いするということとでございますので。法律的には先ほどおっしゃいましたように、育休等が臨時の方も取れるのは取れるわけですが、今そこに育休に入られる、あるいは産休に入る人の雇用するために、わざわざまた同じような方を雇用するということは、これは難しいということになりますので、またまたそうしたことが同時に重なった場合には、そういう保障する手だてもあるということとでございますので、その辺の考え方が少し違うということ

で、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、とりわけ給食センターの臨時の方たちについての件でございますけれども、今までこの給食調理員につきましては、月給という形をとらせていただいております。しかし、先ほども申しあげましたように、加悦町、あるいは岩滝町、同じ野田川でもそうですけど、小学等の給食調理員、保育所あたりの給食調理員につきましては、これすべて月額で計算しております。ですから、正規の職員ではない臨時職員については、この方々と同じく月額ではなしに日額で、実際に働いていただける時間だけを、きちっと日にちだけを積算した形でやらさせていただいたということでございますし、給食の嘱託の職員になった方たちにも、これは継続というか、長年ずっと勤めていただくという契約ではなしに、1年ごとの契約であるということも雇用しますときにはきちんと説明をし、それによって受けていただいている方でございますので、頑張っただけに正職員にということは、これはほとんどあり得ない話でございます。その辺の整理はやはりある意味、きちっととらえていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

しかしながら、ただ単に賃金をカットするためにやってるということではなしに、少なくなっていく職員補助的な、あるいは臨時的な形で、今後につきも臨時、あるいは嘱託員の方たちの手助けをしていただかなければ、この今の状況の中では、なかなか回っていくことが非常に難しいということでございます。そういった点もご理解を賜りたいというふうに存じます。

議 長（糸井満雄） 服部議員。

- 1 3 番（服部博和） 町長のおっしゃることも十分よく理解できるわけでございますけれども、ある保育所で、非職員の方に聞かせていただいた話でございます。あなた方はどのようなパートでのお仕事をされておりますかという質問に対しまして、私は職員の方と同じ働き方をすると、何ら変わらない働き方をしておるというふうに考えておるということを聞かせていただいたことを、つけ加えておきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 町長、答弁ありますか。

太田町長。

町 長（太田貴美） 臨時、あるいは嘱託であっても、そのように一定のプロとしての意識を持って働いていただいているということは、大変ありがたいことだなというふうに思っております。

しかし、そうした制度の中での違いというものが歴然とあるわけでございますので、何とかいたし方がないというところが正直なところでございます。

議 長（糸井満雄） これで服部博和議員の一般質問を終わります。

ここで、町長はお風邪を引いておられて声が出にくいそうでございますので、ちょっと早いのですが、25分まで休憩をしたいと思います。

それでは暫時休憩します。25分に再開いたします。

（休憩 午前10時10分）

（再開 午前10時25分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6番、家城 功議員の一般質問を許します。

6番、家城 功議員。

- 6 番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、私の一般質問を行います。

昨年3月1日に新たなスタートをした我が町、与謝野町も1年が経過をしました。問題や課題を多く抱えた中、職員の皆さんにおかれましては行政マンのプロとして、新たな取り組みやすばらしい計画を立てられたり、また、町がよくなるための発言や提案をされたりと、日々業務遂行される姿には一人の町民として、非常に感謝しておる次第でございます。しかしながら町民の皆さんにとっては、まだまだ合併してよくなったという実感は、感じておられない方が多いのではないのでしょうか。

本年度は、今後の与謝野町の方角を明確にする総合計画策定の年でもあります。町長が昨年4月の選挙において掲げられましたローカルマニフェストを基盤に各分野の柱をつくり、詳細な分野まで徹底した協議の中で真のまちづくりをされるわけでございます。既に審議会も立ち上がり着実に進められている中で、9月の谷口議員の一般質問で述べられました本当のまちづくりは、いかに町民の声を多く取り入れ、立ち上げていくかが大切であるというご意見のように、町民一人ひとりの思いが組み入れられた計画策定が必要だと私自身も強く感じ、願っております。

先日も旧町の出来事とはいえ、職員にあってはならない不祥事が表に出たり、行政に勤務する人たちが常に頭の中には基本は町民があってという感覚を持つべきであり、それを見失っていると思われる職員が一部にあるのではないかと感じることもあります。

そんな中で今回、私の質問は、「職員の意識の見直しと連携体制の構築について」、また、「要介護障害者の公共施設の利用時の配慮について」、2点についてご提案と質問をいたします。

私は昨年実施されました職員アンケートの結果を総務課よりいただき、見せていただきました。私にとっても非常に興味のある結果であり、今後の方向性が見え隠れした結果ではなかったでしょうか。

職員にとって一番大切な基本的な考え方であるやりがい、また仕事の目標については、やりがいを感じておられる職員は回答者の約70%、「目標を持って仕事をしている」と答えられている職員が約95%と、行政の職員として働く意識は大変強く持っておられます。しかし、「能力が生かされているか」との問いに関しては、約半分が「どちらとも言えない」、もしくは「生かされていない」。また、「将来、管理職等になることを希望するか」の問いに対しては、約80%の方が「どちらとも言えない」、もしくは「希望しない」と答えておられます。この答えには謙遜等も含まれるとは思いますが、約半分の方は能力に自信がないとも答えておられます。

このアンケートは、「職場内で自由に発言したり論議したりできるか」という質問や、「職員が研修等に参加しやすい環境があるか」というような問いもあります。これらには、どちらも8割から9割が「できる」と答えておられるのに対し、職場内研修の実施については、「ときどき実施している」「ほとんどしていない」「全くしていない」の回答が約80%と、本来やるべき研修や勉強会が、余りにもなされていない状況がうかがわれます。その理由としては、約半分の職員が「仕事が多忙で時間がない」と答えておられます。果たして、それだけでしょうか。私は、それだけではないような思いを強く感じます。

確かに合併し新たな業務や、今まで以上の容量を一人ひとりに多く課せられていることは現実かもしれませんが、全く改善することは不可能なのではないでしょうか。朝出勤してから昼休みまで、午後から残業し、帰宅するまでに全く休憩を取る間もなく、お茶すら飲めず、職場内で私語すら話せずの状態など、どう考えてもないような気がします。厳しい言い方をしようですが、その辺

が町民の皆さんがおっしゃる、役場の職員は気楽であるとか、ぬるま湯につかっているという表現につながっているのではないのでしょうか。

先ほど申しましたように職員の皆さんは非常に頑張って職務の遂行に当たられておられます。私も強く感じております。しかし町民の皆様のお考えは、それ以上を望まれていることを常に頭に置いてほしいということです。私が今述べました町民の皆さんの考え方も含め、職員の意識について町長がお考えになれるお気持ちを、まずお聞かせいただきたいと思います。

また、私は職場は連携といつも考えております。自分の仕事だけができればよいと全く思いません。今後連携をいかにとって職務を行うかが、行政の職員に課せられる一番の課題だと思っております。

今、地域振興課が各庁舎にあります。この地域振興課については、合併後の町民の方の混乱をいかに少なくするかが、設置の大きな目的ではなかったかと思いますが、業務の内容や必要性が今になって多く問われております。今後この課をどう活用するかが問われるわけですが、現在本庁に7名、野田川、加悦庁舎に各10名の職員が配置され、主に窓口相談と出納会計業務が中心と聞いておりますが、まず、町長のこの地域振興課について、今後のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以前、今田議員がおっしゃられましたが、役場の職員もこれからは少しでも多く窓の外に目を向け、必要なときには可能な限り外に出て生の我が町を知ること、それが大切だということをおっしゃいました。

そんな中で、例えば地域振興課の職員の方が月に1度、もしくは2度当番制で、各小学校の下校時間に子供たちと一緒に下校するというような計画を立てます。そのことによって、地域の子供たちとのふれあいが生じると同時に、子供たちの悩みや問題を聞くことができるのではないのでしょうか。

2つ目に、町内をゆっくり子供たちと歩くことによって、町の欠陥箇所が確認できたり、危険箇所を感じたりすることができるのではないのでしょうか。

3つ目に、定期化することによって、きょうは役場の職員さんが子供と一緒に帰ってくる日だからといって、町民の皆さんの生きた声を聞くことができるのではないのでしょうか。それを職場に持ち帰り、私の言います連携の中で情報の交換をし、各所管の課へ連絡し対処や対応する。

これはあくまでも例であり、もっといい方法やアイデアはたくさんあるとは思いますが、こういったことこそが町民の皆さんの願いであり、行政に求められるこれからのサービスではないかと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

1つ目の質問として、職員の意識の連携体制の見直しと構築についてという中で、職員の意識を町長はどうお感じになられているのか、地域振興課の今後についてどうお考えになられているのか、連携という言葉の中での職務をどうお考えになられておられるのかを、お伺いしたいと思います。

2つ目の質問に入ります。

介護を要する障害者の方が、公共の施設や指定管理施設を利用する際に生じる料金の割引についてお伺いします。

この件につきましては、今年度、定例議会でも何度か取り上げられましたが、先日、要介護の

方がおられる家の方から電話があり、リハビリの一環としてクアハウスのプールに行くことを勧められました。何人かで行く相談をしたのですが、1人に対して1人ずつ介添人が要るとのことです。介添人の方はボランティアなので、プールに入るのに通常料金を支払わなければならない。したがって、1人の障害を持った方がクアハウスを利用する際には、1.5人分の料金を払うことになるということでした。

私も障害を抱えた高齢者がいる家庭です。国や府、町の支援によって、かなりの面で支えをしていただいております。しかしながら、家庭では介護にかかわるご苦労や目に見えない出費など、口では説明できないくらい、どちらの家庭でも大変であります。本議会でも来年度予算案を審議されますが、介護を要する方を受け入れたり支援したりする体制は、まだまだ十分ではなく、それに充てられる予算も本年度も多く上げていただき、町長の福祉に対する熱きお考えは十分に伝わり、大変感謝をしている限りではございますが、こういった細かな面での配慮も一度ご検討いただきたいと強く感じておりますが、いかがお考えでしょうか。現在、そういった施設を利用される方に対する料金の状況や、近隣の取り組みも加えてお答えいただければありがたいと思います。

1回目の質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 家城議員さんのご質問の第1番目、職員の意識の見直しと連携体制の構築についての1点目でございますけれど、職員アンケートの結果を踏まえ、職員の意識の見直しが必要とこのことではございますが、この人材育成に関するアンケートは、合併から半年後の、まだまだ混乱の余波が残る中で実施したものでございますので、1年後の今では、特に職場の雰囲気や職員個々、あるいは町の組織としての目標設定など、回答の内容に多少の変化があるのではないかとこのように思いますが、職員の素直な思いを聞くことができ、今後の人材育成に生かしていきたいというふうに考えております。

過日、3庁舎の課長を除くすべての職員と面談する機会を持ちましたが、いろいろな意見を聞くことができ、改めて職員のモチベーションは非常に高いものだというふう実感しております。

その意識の高さを日常の職務に十分に生かせるよう、職員の適正配置を早急に考えなければならないことはもちろん、ご指摘のように住民との協働のあるべき姿を職員に示していく必要があるというふうに考えております。

2点目の地域振興課の今後の方向性と考えることではございますが、このご質問につきましては、平成18年12月定例議会の伊藤議員の答弁と重複することもございますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

合併による町域の広域化に伴い住民の皆さんの時間的負担、利便性の低下を少なくするために各庁舎に地域振興課を設置して、その庁舎に設置されていない課等の総合的な窓口としてきたところでございます。各地域振興課には、それぞれ原課と緊密な連携、調整を図り、日々変わる制度等を十分把握し、的確な事務を推進して、住民の皆様にご不便をかけないように行政サービスに当たらせております。

1年が経過する中で当課の設置意義を考えますとき、合併直後は右往左往しながら、また、時

にはおしかりを受けたこともございましたが、現在では、所期の目的を一定達成しているものと考えております。しかし私は、現体制の長期継続が、最善であるというふうには考えておりません。今後、庁舎内の全般を見渡しながらか、効率的で、より住民の皆さんへのサービスの向上が図れる適正な課の配置や職員配置に、努めなければならないというふうには考えているところでございます。

家城議員が申されます住民の皆様生の声を聞く、このことは本当に大事だというふうに思います。今日まで職員は、声を聞くための外出は少なかったというふうに思いますが、他の業務で外出の折、また、公的な会合等の中で、そして私生活の中でお聞きした声を、それぞれ担当課と調整の上、対処、対応してくれております。職員には今後とも常に住民の皆さんの声を聞き、町政に反映させていくよう指示、指導をしまいたいというふうに考えております。

また現在、各種委員会を立ち上げ、各委員会で町のあり方を議論していただいておりますが、生の声を聞かせていただくため、住民の皆様には多くの委員をお願いしておりますことも、ご理解いただきたいというふうに思います。委員会の中にはご質問に関連する行政改革推進委員会も設置しており、この委員会でご意見等も拝聴し、今後の地域振興課のあり方を考えていきたいというふうに考えております。

次に3点目、職場内の連携体制を、例えば地域振興課を活用するなどの方法はいろいろあるがということですが、庁舎が3カ所に分散する中で、いわゆる庁舎の統括は、岩滝庁舎は総務課、加悦庁舎と野田川庁舎は各地域振興課としております。各課長においては、それぞれ定期的な課長会の開催で意見統一を図り、また、職員間の懇親を深めるなど、これまで旧町で歩んできた道や考え方の違いのある中で、業務のよりよい連携を行うために創意工夫をして、職員間の意識統一化を図ってくれております。

町の振興は、まず職員が同じ意識を持って一丸となって推進することが、基本であるということとは言ってもございません。そのためには庁舎内はもとより、庁舎間、出先の機関、すべてを含めた連携が重要であることから職員アンケートを実施し、職員の思いを聞いたり課を単位に職員との懇談も行い、職員の考え方など意識の把握に努めてまいりました。これらをあわせて、そしてまとめながら業務の連携、取り組みを今後も進めていきたいというふうに考えております。

それから2番目のご質問、要介護者の公共施設等の利用時にかかる費用についてのご質問でございますが、与謝野町の公共施設を利用していただく場合の入館料や使用料につきましては、施設の設置条例及び条例施行規則で、料金並びに減免について規定をしております。

まず、教育委員会所管の三河内郷土資料室、加悦椿文化資料館、江山文庫、古墳公園、旧尾藤家住宅などにつきましては、身体障害者手帳、療育手帳、また、精神障害者福祉手帳の交付を受けている者、及びその介護者が入館するときは、それぞれ半額に統一をしております。

次に、リフレかやの里につきましては、本人からは定額の料金をいただいておりますが、介護者につきましては無料としております。

クアハウス岩滝は、70歳以上の者、及び身体障害者手帳所持者につきましては、バーデゾーン、健康浴場の使用料は25%割引、健康浴場のみの使用は40%割引としておりますが、介護者の料金については減免をしております。また、知遊館では団体使用料等につきまして無料、あるいは半額としている場合があるなど、統一されていないのが実態でございます。

近隣市町の状況まで把握はできておりませんが、町内の全公共施設における高齢者や障害者、その介護者、団体等の使用料の取り扱いにつきまして、今後見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上で、家城議員への第1回目の答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 答弁ありがとうございました。

地域振興課につきましては、町民の皆さんの視線と言いますか、かなり厳しいものが当然あるわけございまして、その中でもっとこういうことをしてほしいではないかなという思いを、それぞれが持っておられると思います。その中で、先ほど申しましたような地域にもっと出て行くという姿勢の中で、職務を取り組まれるという方向を持たれることも、非常に大切なことではないかなと思います。

先日も野田川の地域振興課の職員の方が、三河内の区長さんと一緒に消防施設の確認をして回っておられました。その中で区長さんとお話をちょっとしとったんですが、非常に地域振興課の方は丁寧で親切に、また詳しいとこまで説明をしていただきながら対応もしていただけると大変褒めておられました。そういうことが区長さんレベルの方だけではなく、町民の一人ひとりの皆さんが、そういうふうに感じていただけるような職務というのを考えていくことが、今後大切ではないかなと非常に感じております。

確かに学校問題に関しては教育委員会だとか、道路関係に関しては建設課だとか所管の課はいろいろと違うわけですが、町を実際に見て、だれがどの課であっても気づいたことに関しては、その所管の課に常に連携をとって、こうしたらいいん違うかととか、こういうふうに取り組もうやとかというような話し合いができる環境づくりを、できたら進めていただきたいなと考えております。

それから、要介護の料金の件につきましては、見直しをしていただくということで、非常に介護に当たられる方は、それぞれにご苦労がありまして、また、経済的負担もかなり厳しい状況の中で、非常に町としても、また府や国の支援としても、非常に助けられている次第ではあるんですけどもより以上の、またそれだけをというわけではないですが、見直しをしていただく中で、介護をしておられる方にも励みになるような、また、リハビリをしておられる方にも励みになるような施策を、いろいろとお考えいただきたいと思います

特に答弁は結構ですので、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） ただいま家城議員の方から前向きな積極的なご提案をいただきました。

実際のところ地域振興課の中でも、原課にないところをカバーしていくということで、例えば福祉だと福祉の関係はあっても、すべてオールマイティーに、その職員が福祉のことについて知っているというわけではございませんので、どちらかと言いますと、やはり原課とつないでいく、そういう橋渡しをする、そうした大事な役割があるかというふうに思います。今後どういう形にしていくか考えながら、1つの方向性を早く見つけていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど第2点目の介護者についてもぜひということについて、見直しを行っていきたいなというふうに思います。それは先ほど言われましたように、これは金額の問題ではないと

いうふうに思います。何か先日テレビでもあるところが、ちょうどクアハウスと同じようにリハビリを一生懸命されている。お年寄りが、歩けなかった方が歩けるようになったと。そのことによって、よその町に比べて医療費がぐんと下がったというふうな、そういう効果も出ております。せっかくある施設を、そうしたお金の問題だけではなく、積極的に使っていただけることによって健康が保持できる。それはすばらしい施策だと思いますので、そういった意味も含めて考えさせていただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） どうもありがとうございました。

町長がお考えになられておることにつきまして、私たち議員もいいことは一生懸命応援させていただくというような格好で日ごろ考えておりますので、ぜひ実現に向かってよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議 長（糸井満雄） これで家城 功議員の一般質問を終わります。

たびたびでございますけれども、ここで答弁者の健康の保持のために11時5分まで暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時52分）

（再開 午前11時05分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11番、勢旗 毅議員の一般質問を許します。

11番、勢旗 毅議員。

11番（勢旗 毅） 第7回19年3月定例議会において、かねて通告をしております3点について質問をいたしますので、町長の見解をお願いいたします。

まず、第1点目の質問は、指定金融機関についてであります。

一般には、なじみが薄いわけですが、町の財布を預かっている銀行ということになるかと思っております。したがって、本町の場合も議会の議決を経て京都銀行が指定金融機関になっております。

私が今回、この問題についてお伺いをしようと思いましたが、合併によってこれまで旧加悦町、旧野田川町の会計室に派遣されていた派出行員の引き上げがされ、現在では与謝野町役場本庁のみとなっております。しかも加悦においては、従来、加悦町役場横に設置されておりましたATMも1台が減らされるという厳しい状況になっております。あわせて、この加悦庁舎内にありましたJAのATMも撤収され、非常に不便を感じるという声を聞いております。

私どもの不満は、もともと京都銀行加悦支店が加悦にありました。加悦から撤退をするときに2,000万円と旧建物及び用地等の寄贈を受け、加えて加悦町の人々に不便や迷惑をかけない、こういうことで加悦町役場に派出行員が最初に配置されたと記憶しております。当然、営利事業として加悦という土地が魅力がなくなった、こういうふうに言えるかと、このように思いますけれども、地域金融機関というものは、当然その負うべき役割があると考えております。

例えば京都銀行においても、平成17年3月に金融庁より公表された地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラムに基づきまして、地域貢献と顧客満足度向上という2つの枠組みが設定をされております。地域貢献に関してホームページでは、本業である銀行業務を

通じて、地域経済、社会の発展に貢献することが大きな目標であるとの認識のもとで、地域とともに持続的発展を目指しこととされております。加えて京都銀行の業績を最近の会社市況で見ましても、収益業務は順調と見出しがつけられているとともに、経営全体に順調な数字を見ることができます。

しかし、これらは京都府を初めとする府下の全部の市町村の指定金融機関という位置からも、大きな信用を享受しているとも言えます。平成16年1月に全国地方銀行協会がまとめた地方公共団体との取り引きのいい発展に向けてという文書では、この指定金融機関の業務等の役割取り引きについて、例えば派出は指定金融機関業務ではないと。公金の運用調達で、入札制度が導入されていること等からも、コスト負担の適正化を求めるとされております。このように、今後は指定金融機関としても、一定の要求や要望が出されてくることが考えられます。

町の現在の資金運用からみても、京都銀行から他の金融機関に移りつつあり、一度この指定金融機関の見直しをすることで、ほぼ独占に近い体制を考えていく。このことも、より健全な関係へ発展させることができるのかとないかと考えますが、町長のご所見をお願いいたします。

第2点目の質問は、工芸村周辺エリアの活用の考え方についてお伺いいたします。

平成に入りましてから手仕事と言いますかクラフト作家が集いまして、異業種交流の場として多くの方々が仕事をされておる。そういう場をつくりたいということで、工芸村が金屋の桜内地区にできました。特に京阪神の都市部の、比較的条件に恵まれなところで頑張っておられる人たちに定住の場を提供し、この田舎に居を構えて活動ができたらの提案がされまして、平成6年に、この中核施設として夢織工房が京都市内の織物関係者の若手の経営者によってスタートするとともに、町もこの地に江山文庫を建てて側面からの支援をされてきました。いろんなジャンルの方々が、町が準備した用地に移り住んでこられ、思い思いの工房を建てられて活動に入りましたが、昨今の状況は当時の志と異なり常時の仕事についておられない方や、経営の面でも厳しく撤退をされる人や、別荘風な利用にとどまる人など、今後の活用をどう進めるということが課題となっております。

また、ここには金屋の桜内地区にあってリフレかやの里と一体となった1つのエリアを形成しております。私が今回お尋ねしたいと思っておりますのは、聞くところによりますと19年度以降に、この工芸村の中心施設としてリフレと一体で整備されましたケーキ工房を、福祉の施設に転用されると聞いております。私はこの福祉の施設としての活用に異論を挟む気持ちはありませんが、やはりこれまでの工芸村の構想から大きく転換をするわけですから、このエリア全体について新しい活用の構想が必要だと考えております。例えば将来的には、リフレそのものも福祉施設への転用だってあり得るのではないかと、こうも考えられるわけでございます。

国全体で少子・高齢化の中で、全体人口が縮小していくわけですから、それに沿う形での施策の見直しが必要になってきますが、やはりこの地域や道の駅のあります平林地区とも、一体化した形での位置づけが必要だと考えております。現段階での福祉施設への転用計画に立った考え方なり、今後のこのエリアの活用についてどのような構想を描かれているのか、お尋ねをいたします。

第3点目の質問は、税務課で所管されております土地台帳の閲覧についてであります。

土地台帳は明治時代から連綿と引き継がれている貴重な資料と同時に、固定資産税の土地の基

礎の台帳であります。非常に大切なものであることは認識しておりますが、旧町時代からこの取り扱いについてはいかなるものかと考えております。

特に、旧野田川町においては所有者以外、この記述の土地台帳もプライバシーを楯に閲覧ができない状態にありました。合併して与謝野町になって切図については閲覧が可能になりましたが、土地台帳については閲覧が不可能であります。全国的にも好ましくないという質疑応答書に書かれていることもあって、閲覧等の制限がされてきているところもふえていきますが、私自身はこれがなぜプライバシーを侵すことになるのか、どうしても理解に苦しむところです。

それでは、この土地台帳には何が記載されているのか、こういうことですが、小字名、地番、地目、面積、所有者でありますから、どのような場合に必要であるのかと申しますと、該当地番の土地の周辺の所有者の確認と、その土地の地目なり面積がどのように変わってきたかを知る必要があるときです。町の土地台帳では、この程度の利用しかできません。

これが法務局の土地台帳では抵当権の設定や差し押さえの状況まですべてがわかるようになっていきますので、取り引きの上や訴訟に必要な場合は、こちらで見ないとわかりませんし、1,000円出せばコピーがしてもらえます。法務局はプライバシーや人権の総本山であります。ここがそういうことで見れるのに町では自由に閲覧できないと、このことは本当に理解に苦しむところです。

簡単な状況がわかればよいというのが、町の土地台帳なんです。しかも法務局は宮津ですから、そこまで行って自分が見たい土地の周辺部を探すとすると、すべてに必要な番地を閲覧することになりますから、どうしても余分な金が必要になります。それでどうしても閲覧が困難だということであれば、事務取扱要綱を定めておく必要があると考えております。この土地台帳の取り扱いについては従前から理解に苦しんでおりまして、住民に不必要な負担を与える何ものでもない、このように考えておりますが、町長のご所見をお願いいたします。

以上、3点について質問いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 勢旗議員のご質問にお答えいたします。

1番目の「指定金融機関の再考の時期では」でございますが、町の事務は複雑多岐にわたり、その事務量は増加の傾向でございます。そこで議員が申されるように地方自治法に基づき公金出納事務を正確かつ効率的に運用することと、安全を図る見地から現金の取り扱いに熟知している金融機関を指定し、取り扱わせることとされており、現在、京都市を除く府内の市町村が京都銀行を指定金融機関としているところでございます。

指定金融機関は基本的に、地方公共団体の本所に行員を派遣しなければならないこととされており、本町では旧加悦町におきまして、昨年度から税金等の口座振替が始まったため、役場窓口で納付される方も多くあったことなどから、京都銀行の好意により8月まで行員を派遣していただいております。その後は職員が窓口を行い、その日の公金を夕方、京都銀行から集金に来ていただくように変更しております。

地域に密着した金融機関を指定することが、あってもいいのではということでございますが、京都銀行では平成17年3月に金融庁から公表されました、先ほど議員がおっしゃいました地域

密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプランに基づき、地域密着型金融推進計画を策定し、実施することにより、地域で最も信頼され、存在感のある銀行として、地域貢献を目指されているというふうにお聞きをしており、今後、展開を見守りたいというふうに考えております。

また、政令指定都市では、指定金融機関を輪番制で指定している市もあるようですが、ほかではそういった事例は聞いておりませんが、やはり指定金融機関は公金の収納、支払いを取り扱う金融機関であり、安全性、健全性が求められます。

現在、京都銀行は自己資金比率11.11%であり、これは海外展開をする銀行並みに、世界統一基準で見ますと14.66%と全国地銀でもトップクラスとなっております。したがって、安全性、健全性からの面からも、京都銀行を引き続き町の指定金融機関としていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、2点目の工芸村周辺エリアの活用の考え方を問うてございますが、ご承知のとおり加悦工芸の里は、町の伝統産業である丹後ちりめん関連の生産との整合、共存を図りつつ、手工芸を中心とした多品種の物づくりの集積地を創出し、町の活性化を図る趣旨をもって、平成2年に用地買収、平成3年度に用地造成と基盤整備などによりエリアが構築され、平成4年から分譲開始が行われ、現在15年が経過しております。

現在は22区画中17区画が個人財産となり、5区画は未買収であるものの、現在の入村者の初期の目的を持って匠の里が形成され、開村当時より秋には入村者で組織する工芸の里運営会主催による秋季工芸フェアが開催され、この取り組みは現在でも引き続き、またこれを楽しみにしておられるリピーターの方々も多いと聞いております。

また、見学体験工房としての受け入れにつきましては、当初、近隣市町にない施設であり、一定の来場者があったようですが、現在では受け入れ側、つまり入村者の都合によって、行える工房は少なくなってきたというふう聞いております。

このような中で商工観光課からは、見学体験工房の受け入れ中止にとどまらず、一部においては取得された土地と工房を売買される可能性も生まれ、今までにない状況となっているとの報告を受け、あわせて取得してから10年を経過した物件については、転売を禁止する特約事項の効力がなくなり、手放されることが生じて、それをとめることができない状況であることも聞いております。

未買収の区画につきましては、一定の条件を付して売買することはできますが、既に売買した物件を買い戻すことはできませんし、入村者の方が後継者等のことも含めて、今後どう展開されるのかによって、里がいつまで形成されるのか、受け身での対応しかできないものと思っております。

このような現状の中で、将来に向けこのエリアの活用はとのご質問でございますが、工芸の里の看板をおろす考えは持っておりませんが、さきにも申し上げましたことを勘案し、工芸の里運営会や入村者の皆さんとの連携を深めて、今後について話し合っていくことを考えております。

最後になりましたが、ご質問の福祉施設部門への転用でございますが、これは工芸の里をなくするというのではなく、敷地内での共存を図っていただくことができるとの判断から、決断を行ったものでございます。エリアの活用は工芸の里を残しつつ、臨機応変な対応を行っていかねばならないというふうに考えております。

次に、3点目の土地台帳の閲覧制についてでございますが、土地価格等の縦覧につきましては、地方税法の改正により、平成15年度から従来の縦覧、閲覧制度から納税者の納税に対する公平かつ不正な評価に対し理解をいただけるように制度化されたものでございます。これは地方自治法の416条でございますが、この法改正を受けまして閲覧は個人の所有、もしくは納税義務者として存在する土地家屋の評価に対して確認できる制度であり、縦覧は定められた期間中に個人の所有、もしくは納税義務者として存在する土地家屋と同一地域に存在する土地家屋の評価額を比較し、自己の土地の評価が適正であることを確認できるようにする趣旨で実施されている制度でございます。

また、これまで固定資産課税台帳に記載されている事項のうち、不動産登記簿に記載されている事項については何人も知ることができ、秘密に該当しないものであることから開示しても差し支えないものと取り扱っていましたが、現制度の縦覧では所有者名を開示することは、当該所有者が不動産登記簿に記載されている場合であっても、適切とは言えないものというふうに考えられます。所有者は登記所に備えつけられている不動産登記簿に記載されている旨を説明することは、差し支えないものとされておりますが、税務課で管理しております土地台帳に記載のある情報については地方税法第382条の規定により、登記所から固定資産税を賦課徴収する目的で通知を受けており、その以外の目的で使用することは同法に抵触すると考えます。

したがって、当町では他人の所有する物件の情報を第三者に対し公開することは法に抵触すると考え、土地等の形状を記載した図面、公図、字切り図と言われる図面の開示はするものの、各所在地に対する所有者については、開示しないこととしております。

ただし納税者本人に対しては、本人所有の土地等に対する課税資料は開示、閲覧いたしますし、納税者本人からの委任状があれば、代理人も開示しております。

以上、勢旗議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 指定金融機関制度については、そういうことだろうと思うんです。京都銀行に、地銀の中でも全国でトップの地位にある、このことについてはよく認識をいたしております。

しかしながらそういった情報だけで、かつて平成15年、大阪府の指定金融機関でありましたりそな銀行、それから11月には足利銀行が、これ栃木県の指定金融機関でありましたが、ここが国有化されるというような事態もありました。したがって、情報は情報としながらも、やはり地域と結びつけておくことも必要ではないかというように思っております。私は町長がこのことは京都銀行を指定金融機関にしたいと、このままでという気持ちはわかるんですが、議会からもそういう声はあるということ、また京都銀行とお話をされるときに、これは言っただけでも必要がある。いろんな意味で、私は黙っておったんでは、ぐあいが悪いんでというふうに思っております。

それから、例えば指定金融機関への意見の聴取ということがあろうと思うんですが、しかし、これは別に地方公共団体がその意見に従わなければならないという必要はないと、こういうふうに解釈をしておりますし、指定金融機関を変えるなんていうことには、なかなかないと思っておりますが、そういう意見もあるんだということ、強く私はまた機会を見て、これは京都銀行の方に伝えていただきたいなと、こんなふうに思っております。

それから、2点目の工芸村の件でございます。

おっしゃいますように、きょうまでに14、5年たちまして、今では実際にあそこで住んでいらっしゃる方がお二方、2世帯でございますが、実際としてはそういうことでございます。あとは季節によって店舗を開かれると、こういう状況だというふうに認識をしております。

かつて私は大分県の佐志生工芸村というところを見てきた経験があるんですが、今あそこを見た経験から申しますと、もう少し違ったやり方があったかなというふうに思っておりますが、なかなかああいった手仕事の評価される割には、金になりにくいという面もございまして、実際にはそれぞれの方が非常にご苦労されておるんだなと、こういうふうに考えます。

それで町長のお話では、これと一体的に活用をしていくということで、共存していく施設をつくりたい、こういうことでございますので、その辺を理解をしながら、ぜひひとつ前向きな活用にしていただきたいなと、このように思っております。いずれまた大きな構想が示されるというふうに思っておりますので、その中で、そういったことを聞かせていただければなと、こういうふうに思っておりますが、リフレもございまして、それからまた道の駅もございまして。そういったところが一体的につながるような形で、ぜひひとつうまく考えていただきたいなと、こんなふうに思っております。

それから最後の土地台帳についてでございますが、ちょっと今、地方税法の関係は手元に持っていないので不十分なんですけれども、町長がおっしゃいました、例えばここでほかの町村が昨年3月に出している土地台帳の閲覧等に関する事務取扱要綱、これを見ても、私は必ずしもそうではないんじゃないかなというふうに思っております。

我々は法律に携わる者として、ややもすると好ましくないとかどうかということが書いてありますと、これはあかんだというふうに思うんですが、私はそうではなしに好ましくないということは、できるんだという解釈が私は必要だと常々思っております、絶対にできないと書いてあるのはできないわけですが、好ましくないというのはそうではなしに、かつて革新自治体がそういった法律と国との戦いの中で風穴をあけたのは、やっぱりそういう好ましくない、あるいは何らかのそういう法律用語の中で解釈が可能だというのは、すべてできるという解釈の中から私はやってきた経過があると、このように思っております、地方税法の解釈がちょっと今手元にありませんのでわかりませんが、ひとつそういった観点から、本当に住民の人たちにとって役に立つような格好で、ちょっと制度が変われば・ ・が変えていただければいいわけですので、ぜひご検討をいただきたいと、このように思っております。

以上で終わります。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 勢旗議員のご質問にお答えしたいと思います。

指定金融機関の再考の時期ではという点につきましては、この点についてはやはり議会でもそういうことが論議されたということで、何らかの機会に京銀の方にも申し入れたいというふうに思います。

それから工芸村の周辺のエリアにつきましては、できればあそこ全体ではないですけども、一部利用して、あそこのところも工芸の里ではありますけれども、リフレも食と健康の拠点というふうなこともございますので、もう少し大きな意味も含めてうまくリンクさせてこの地域とい

いますか、いろんな意味で発展的な使い方ができるような、有効な活用ができるような方向を、考えてまいりたいというふうに考えております。また、それにつきましては、この会期中にでも、ぜひ議員の皆さん方には計画の中身を知っていただけるようにしていきたいというふうに思いますのと。

それから、先ほどちょっと申し上げたのがちょっと間違っておりまして、地域密着型の金融推進計画を縦覧、閲覧制度から納税者の納税に関する公平かつ「不正」と申し上げたと思うんで、そこは「公正」な評価に対して理解をいただけるよう制度化されたものだということで、ちょっと全く違うことを申し上げましたんで、公正な評価に対して理解をいただくように制度化されたものだというふうに訂正をさせていただきたいと思います。

1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議長（糸井満雄） これで勢旗議員の一般質問を終わります。

次に、もう少し時間がございますので、伊藤議員の一般質問を受けたいと思います。

7 番、伊藤議員の一般質問を許します。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは事前通告に基づき一般質問を行います。

第1点目の質問は、住民の暮らしや営業をどう守るのか。第2点目に、町の地域経済の活性化について、第3点目は、子供の権利条約をどう生かすかであります。

まず初めに、第1点目、2点目に質問に入る前に質問趣旨を深めるため、取り巻く環境の情勢や、また私の見解も含めて述べておきたいと思います。

1つは、自民党と公明党の小泉政権5年間と安倍政権のもとで、医療や年金、介護など負担増とサービス給付の削減が繰り返し行われ、激しい社会保障の後退が行われてきたことでもあります。

また、特に昨年6月からの定率減税や諸控除などの廃止、縮減などで、住民への大幅な負担増が押しつけられました。そのために昨年6月以降、このままでは暮らしていけない、こういう声が寄せられています。これに加えことし6月からも残りの定率減税廃止が行われ、住民税の負担増や、それに伴う国保税、介護保険料、保育料が引き上げとなります。この大きな負担増は与党の公明党が実績づくりのため児童手当を増額する提案を行い、その財源に小淵内閣時代に恒久減税として創設された定率減税の廃止分を充て込んだわけであり、自民党とともに公明党の責任は重大であります。

2つ目は、財界、大企業の言いなりでつくられた請負労働などと言う、労働基本法を骨抜きにする制度改悪により、労働環境が急速に悪化してきたことです。労働分野での改革、規制緩和と言われるものであります。正規雇用がどんどん減らされ、非正規雇用が急増し、ワーキングプアと呼ばれる、働いても働いても暮らしていけないという貧困層が増大してきていることです。しかも格差とワーキングプアと言われる事態が進行しているのに、政府は働くルールである労働基本法の全面的な見直しとして、ホワイトカラーエグゼンプションなどという労働時間規制の適用除外の制度を導入しようとして計画していることです。これは一定額の年収以上の労働者に、1日8時間を区切りとして、あとは残業とみなすこれまでの労働時間規制の枠をなくしてしまう、とんでもない法案であります。これは労働界やマスコミからも大きな批判が出て、一斉地方選挙や参議院選挙があるためにいったん取り下げしましたが、選挙後には必ず提出されると考えていま

す。

こうしたことは欧米諸国でもないことであり、日本の異常さの1つであります。失業率の慢性的な高さ、非正規雇用の増大は、青年、若年層を中心に起きており、2人に1人が非正規雇用と言われ、150万円から200万円という年収であります。これでは生活することができない、まして青年、若年層では、将来の生活設計も立てることができないという今後の日本社会の将来を愁うべき事態になっていることは重大であります。

こうしたもとの、生活費のやりくりの中で税金が払えないという現状に置かれ、高金利のサラ金被害に手を出し、借金地獄という新たな被害にも広がっているわけです。このままでは生きていけないという声が、この町内にもたくさん寄せられています。

3つ目、格差社会の問題は、所得格差だけでなく農村と都市との格差などにも広がっています。これは構造改革のもとに小泉内閣が進めてきた地方財政対策、三位一体の改革の点でも地方交付税での段階補正の縮小や税源移譲での農村切り捨て、大都市部重点の再配分がされており、一層農漁村部の地方自治体が人口配分のため、財政的にも痛めつけられることは明らかであります。そのために地方は暮らしも地域経済も市町村財政も、ますます窮地に追い込まれているのが現状であります。

4つ目、この一方でこの数年間、大企業はバブル期を上回る史上空前の大儲けを続けている点であります。にもかかわらず政府自民党と公明党は、まともや大幅な減税を計画しています。これでは、だれが考えても納得がいかいのではないのでしょうか。しかもこうした国民に大きな負担増を押しつけながら、政府の閣僚らや自民党、民主党の国会議員が事務諸費の疑惑の問題で、数千万円もの不明金があるにもかかわらず、みずから解決しようとしていないことです。これでは国民が納得できる話ではありません。

5つ目は、勝ち組、負け組と呼ばれる格差社会、いわゆる格差と貧困が急激に加速してきていることです。この格差社会をつくり出したのは与党の自民党、公明党に法案の提出責任がありますが、同時に、これらに賛成してきた野党の民主党にも重大な責任があると言わねばなりません。これに対して日本共産党は、格差社会をつくり出すことになることを明確に示し、これらの諸法案に対し、その対案も示して反対してまいりました。

以上、述べてきましたように、住民に大きな不安と負担を与えています。これ以上の負担では、生きていけないという切実な訴えも述べたような根拠があるものであり、自助努力ということがよく語られますが、低所得層にとっては、個人の努力で解決できる限界を越えていると私は考えています。地域の経済情勢も重大な時代です。時間がありませんので、できるだけ飛ばして行きます。こうした以上の述べたような点を踏まえて、第1点目の質問に入ります。

第1点目は、深刻な地域経済状況や格差と貧困が進むもとの、住民の福祉と暮らしを守る課題を、どういう姿勢で取り組むのかという質問に入ります。

その1つ目、自治体本来の役割は、住民の福祉と暮らし、安全を守ることだと考えています。今政府の連続的な増税や社会保障の後退、また地方財政の削減で、住民の福祉と暮らしが、かつてなく危機的な状況に置かれています。これにどう対応しようと考えているのか。

2つ目は、格差と貧困の解消が大きな課題ですが、サラ金被害者の救済対策などに取り組む奄美市に学び、本町でも取り組むべきではいかという点です。町民の暮らしを守る意味からも、税

金の滞納一掃を図る意味からも大変重要な行政としての新しい一歩を踏み込んだ姿勢であり、こうした取り組みは全国ではほかにもあるようです。本町でもぜひ行うよう提案したいと思います。

3つ目は、住民税も払えないような経済的貧困の住民が生まれた場合、どう対応するのか。国は健康保険証の取り上げを決めています。これらは水道の給水停止なども含め命にかかわる問題であり、絶対にやめるべきだと考えています。

次に、2点目の質問、地域活性化にどう取り組むかについての質問に移ります。

町長のマニフェストにも、地産地消の推進や循環型社会の構築などがうたわれています。冒頭に述べたように地域経済の現状も極めて深刻な事態、政府は景気が回復基調になどにあるなどと言っていますが、働く労働者を正規雇用から非正規雇用にしたり、リストラで労働者の首を切る、こういう大企業だけが莫大な収益を上げているのが実態であります。これでは景気指標の6割を占める国民の購買力を一掃低下させ、ますます景気が低迷することになります。

ある加悦の方が、マネーゲームという賭博でもうける企業、法定外の高金利でもうける企業、派遣という名で人身売買でもうける企業など、一昔前なら表街道を堂々と歩けなかった業界が、今では堂々と闊歩している。これでは額に汗し、一生懸命に物づくりをして働く業種や労働者は今後どうなるのか、このように不安げに語っておられました。もうけることが第一義的な命題になり、地域社会への貢献という課題はどこへ行ったのか。これを見て育つ地域の子供、後継者らにどう説明するのか私は理解できませんが、このモラルハザードはお手本を示すべき政界のトップ、財界のトップから直すことが求められているのではと考えています。

それでは次の質問、元気な地域経済の与謝野町をどのようにつくろうと考えているのかについて質問します。

その1つ目は、今地域経済でも地元商工業者や農家は重大な事態に追い込まれています。地元業者への町独自の融資制度がなくなると聞いているが、今後どういう新たな支援策を考えているのか伺いたいと思います。

第2点目に、地産地消の取り組みは町長の公約でも示されています。その具体的な考え方をお伺いしたいと思います。

3つ目、地産地消の考え方は地域循環型の経済であり、持続可能なまちづくりの1つが、循環型地域経済ではないかと思っているわけですが、町長はどのように考えておられるのか。

4つ目、地産地消、持続可能なまちづくりのためには18倍もの投資効果があり、抜群の経済効果があった住宅改修助成制度などこそ、私は必要ではないかと考えています。また、町の役場の仕事や庁用備品、工事などを地元業者に発注することを、基本中の基本にすべきではないかと考えています。

5つ目、また本町の農業は小規模農業であり、小規模農家への支援策や所得保障制度が抜本的に見直す必要があるのではないかという点であります。

最後に、第3点目の質問、子供の権利条約の問題に移ります。

子供権利条約は18年前の1989年、国連で採択され、その後、各国で批准されていきます。先進国としては遅く、12,3年前の94年、平成6年に日本政府も批准しました。子供の権利条約の作成と誕生の経過の中では、さきの世界大戦でのナチスドイツによるユダヤ人大量虐殺の中で、子供を守ったコルチャック博士の功績が大きく貢献したと言われています。

子供の権利条約の中身を詳細には触れませんが、特徴的な内容に限り述べておきます。

従来の大人社会からの子供を見る見方、抜本的にこれを改める。子供の人權を尊重すること、子供は親の私物ではないこと、子供の人格の権利を保障し教育を受ける権利、意見を表明する権利、いかなる差別も受けない権利等々を全面的に保障していることです。これらを保障するために、国は最大限の努力をする責務を課していることです。

私は10年も前のことですが、これを初めて読んだときに本当に感動しました。日本の子供を取り巻く競争社会、受験競争の中で、学校教育の現場では学習指導要領や管理教育、また内申書など、子供も追い込む現状が断ち切れていません。そのために子供の心のゆがみが増幅され、悲惨な事件が多発しているのが現状であります。この与謝野町でも子供を取り巻く環境は、基本的に全国で起きている事態と同じであろうと考えています。

こうした日本の教育の現状に対する国連子供の権利条約委員会から、異例の再三にわたる勧告が出されたことはご承知のとおりです。その内容は、日本の教育の受験戦争と言われた競争的教育、選別教育に対する勧告であります。このことは国際的に見てもひど過ぎる日本の学校教育の実態を、顕著に物語っているのではないのでしょうか。

スウェーデンでは30年も前に、世界でもすぐれた日本の教育基本法を見習い、その実践が実り、今では世界でもトップレベルの教育先進国として国際的に認められています。このことは日本政府が本気で教育立国、教育先進国を目指したなら、十分できたということを示しているのではないのでしょうか。

ところが、政府はこれをしなかった。後でも述べますが、金がないことを理由に教育施設整備を大きくおくらしてきたわけであります。ところが政府は、改正したからといって、今の学校教育は変わらないなどと言いわけ、居直りながら、教育基本法の改悪を強行してしまいました。しかもいじめ問題、やらせ問題、未履修問題など、法案提出に重大なかかわりを持つ問題を棚上げにしたまま、大義もなく数の力だけで強行したわけであります。国際的にも著名な教育学者や教育評論家、学校現場で頑張っている大多数の教育関係者や、そして多くの国民が反対運動に立ち上がりました。この中で与党の自民党、公明党、そして民主党が論戦では与党と同じ立場に立ち、教育基本法の改悪をされたことは重大であります。

現在の学校教育の荒廃の原因をつくった最大の要因は、歴代自民党の教育政策そのものであったという点であります。教育文化予算は、先進国では最下位であります。しかもたび重なる学習指導要領の改訂で、上からの管理教育を強化してきたわけであります。その内実は戦前の教育と同根であります。

その典型的な事例が、内心の自由を侵した国旗・国歌、いわゆる日の丸、君が代の強制であります。政府でさえこの法律制定に際し、内心の自由を侵すような強制はしてはならない、こういうことを認めざるを得なかったわけです。ほかの国にこういう強制があるのでしょうか、全く見当たりません。この教育基本法の改悪のねらいが、この間の政府の憲法改悪などの動きや、その前提になる国民投票法案など、これらの中でいよいよ明確になってきているのではないのでしょうか。まさにアメリカ言いなりで、海外でも戦争できる国をつくることを目指していることは、明らかになってきていると考えています。

平和を守ろう、憲法9条の戦争の法規条項を守ろうという国民的な世論が急速に高まっていま

す。しかしマスコミは、こういう問題はなかなか取り上げようとしていません。ここに日本の深刻さとゆがみがあります。しかし、これを国民は必ず打ち破ると確信しています。

それでは脱線しましたので元に戻って、第3点目の質問に移ります。

最後の質問である、子供の権利条約についての質問です。子供の権利条約を、もっと生かすべきではないかという質問です。

1つ目、日本政府も既に子供の権利条約を批准したわけですが、このことについて教育長はどのように評価されているのか、伺いたいと思います。

2つ目、この条約の精神をしっかり受けとめ、学校教育や社会教育に生かすべきではないのか、まず教育委員会職員がしっかり身につけるべきではないか。

3つ目、子供の権利条約の視点で、現在多発している子供を取り巻くいじめ等々などへの対応をすべきであります。また、全教職員集団でも、これらの権利条約の中身を本格的に教育実践に生かしていただくようお願いしたい。

以上で、私の第1回目の質問とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 質問中ではございますけども、ここでいったん昼食休憩に入りたいと思います。

再開後、冒頭に町長並びに教育長の答弁を受け、さらに質問を続けたいと思いますので、ここで休憩に入ります。

1時30分まで昼食休憩いたします。それでは休憩します。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後1時30分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の伊藤議員の質問に対して、ここで答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番目にご質問の格差と貧困についてでございますが、格差のない世の中など、いずれの地域でもこれまでから存在したことはないと思っております。重要なのは機会の平等であり、結果の平等ではございません。チャレンジした結果、格差が生じ、富貴と貧困が生じていることは、やむを得ないことではないでしょうか。この結果の不平等、イコール格差とは考えておりません。

ただしチャレンジした結果が悪くとも、再チャレンジできる社会の構造は必要だというふうに考えております。また、格差の物差しである大都市圏の経済的価値に振り回されるばかりではなく、地方のよさである自然的な価値、文化、伝統的な価値、時間・空間的なそうした価値などに目を向けて、経済的価値優先から抜け出し、価値観を変更していく覚悟が必要であるかというふうに思っております。

そこで1点目のご質問でございますが、伊藤議員がおっしゃるように連続的な増税や、社会保障の後退、地方財政の削減は日々進んでおります。その原因は、平成18年度末で約775兆円が見込まれる国、地方を通じた巨額の債務にあります。本町でも一般会計の借入金残額が約137億円、全会計では約297億円もあります。国民、住民の多くが、自分たちの借金を子孫に肩がわりさせるということは、賛同しないというふうに思います。このため国では三位一体の改革が進められ、地方交付税と国庫補助金、分担金の削減、国税から地方税への税源移譲が行わ

れました。

しかし本町においては、地方交付税等の削減に見合う地方税の増加はほど遠く、平成19年度一般会計予算案でも対前年度比3億3,090万円、率にして3.1%の減額となっており、地方財政への影響は非常に大きいものがございます。

このような地方交付税の削減や、また地方分権の流れに逆行するようなことに対しては、これまで同様に国・府へ声を大にして意見を言っていきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様にもご協力をいただきますようお願いいたします。

しかし過酷な地方財政の現状を、ただ漫然と見過ごして愚痴をこぼしているだけでは、物事は解決いたしません。現実が現実として、その対応策を講じる必要がございます。

現在、本町では行政改革推進委員会や、まちづくり及び行政改革推進本部を中心に、行政改革を真剣に検討いたしております。平成19年度中には、本町の行政改革大綱を策定する予定でございますので、それに基づき行政改革を断行していかなければならないというふうに考えております。行政改革を進めますと施設の統廃合、事務事業の廃止、各種補助金の減額などにより、住民の皆様にも痛みを伴うことが生じると考えておりますが、住民の皆様にもご理解とご協力をお願いしたいというふうに思っております。

一方では、本町総合計画の策定も進めており、策定方法につきましては、最初から住民から選ばれた皆さんも入っていただき、町職員とともに計画策定に取り組んでいただいているところでございます。これまでにない方法を取り入れ、進められているところでございまして、基本理念の1つであります自助・共助は、住民代表の皆様が最初の計画策定段階から策定いただき、知恵を出していただいているところでございます。

行政から一方的に押しつけた自助・共助ではなく、行政が取り組むべきところ、住民が取り組むべきところを、住民の皆様にも早い段階でご検討いただき、「みんなの計画 広がる計画 できる計画」を合い言葉に計画策定を進めております。このことは今後、住民と行政が協働でまちづくりを進めていくためには、非常に大切なことであるというふうに感じているところでございます。

市町村の本来の役割は多岐にわたっていると考えておりますが、大きく分けて住民福祉の向上と地域の活性化であると思います。特に住民福祉については、格差社会における最後のセーフティネットに直結しており、非常に大切な行政課題であると認識しております。このため住民福祉については、最優先課題の1つとして取り組んでいくこととしており、平成19年度当初予算にも、このことを十分配慮しているつもりでございます。

しかしながら財源が不足し、財政規模が縮小する中、行政改革によりある程度の財源が捻出できたとしても、行政が住民の福祉や暮らしの隅々まで、すべてにおいて援助、支援していきけるものではないことも事実でございます。住民の皆さんのご意見を伺いながら、自助・共助・公助の考えに基づき、特に住民相互がともに助け合うことを中心に据え、区や隣組、NPO、各種団体、さらにはご近所の助け合いと行政による支えで、住民の福祉や安全を維持、発展させていきたいというふうに考えております。

そのような考えの中で、まずは行政としては共助の体制づくりや、その支援を図ってまいりたいというふうに考えております。これはこれまでの慣習、習慣などにより、一朝一夕にはいかな

いとは思っております。しかし、住民の皆様と情報を共有し、ご意見を伺いながら時間をかけてでも進めていきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様、住民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、第2点目のサラ金被害者の救済対策に取り組む奄美市に学び、本町でも取り組むべきではないかということでございますが、クレジット、サラ金の高金利による多重債務被害が社会問題化しております。こうしたもとで高金利を是正する貸金業法の改正が、昨年未だに国会で成立したことは記憶に新しいところです。

伊藤議員のご指摘のように鹿児島県奄美市や滋賀県野洲市では、こうした深刻な被害を救済する相談窓口を開設しています。これらの市では、職員と弁護士が連携を図りながら対応しているもので、職員が単独で問題解決に当たっているわけではございません。問題は、いかにスムーズに弁護士につなぐかであると思えます。

これまで町に寄せられましたサラ金問題等の問い合わせにつきましては、京丹后市大宮町にあります京都弁護士会丹後法律相談事務所を紹介しています。平成18年4月から平成19年2月までの間に、丹後法律相談センターに寄せられました金銭問題にかかる相談件数は106件で、うち与謝野町が58件という状況でございます。最近では、テレビ電話による多重債務の相談も始まっていますが、利用が少ないのが現状です。

町といたしましては、旧町では年2回であった弁護士による無料法律相談を、年5回開催しています。さらに京都府が毎月開催しています無料法律相談についても利用していただくよう、広報等でお知らせしています。議員のご指摘のような窓口は、特に設ける予定はございませんが、サラ金被害等の相談につきましては、引き続き弁護士に効果的につなげるよう努めたいと考えますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、3点目の経済的貧困の住民などに対して、国民健康保険証の取り上げや水道の給水停止などは絶対やめるべきではないかとのことでございますが、その方の世帯状況により対応が異なっております。災害に遭われたり、病気等で入院費用が多くかかったり、突然、要介護状況になられたりと、それぞれ状況が異なると思われませんが、町としてはそれぞれ関係担当課と連携をとりながら対応しております。また、病気、失業などにより日常生活が困難になり、資金各種援助制度を活用しても、最低限度の生活を維持することができない場合は、生活保護制度で援助をさせていただくこととなります。

国民健康保険証につきましては厚生労働省令に定めるところにより、保険料未納後1年を経過した場合は、資格証の交付をすることになっております。現在、与謝野町では保険証を返還していただいたり、資格証の発行を行うことはいたしておりません。面談して、事情をよくお聞きした後、やむを得ない場合には短期証の発行をいたしております。ご承知のとおりこの国民健康保険は、皆さんからいただいております保険税等の財源で、みんなで支え合って運営をしておりますので、払えない方でなく、払わない方については厳しく対処してまいりたいと思っております。

次に、水道の給水停止についてですが、水道料が未納となった場合、翌月に督促状、以降、月ごとに催告書を2回送付して納付を促し、3カ月を経過してもなお未納の場合に給水を停止させていただきます。

また、過去からの水道料を滞納されております方には、面談により納付可能額を誓約していた

だき、毎月の水道料金と合わせて納めていただいておりますが、この場合につきましては、未納となった時点で、給水を停止させていただいております。

いずれにいたしましても、給水を停止することが目的ではございません。あくまでも使用された水道に対しては、料金がかかることを自覚していただき、納付意識を高めていただくとともに、未納、滞納を増大させないことが目的でございます。したがって、種々ご事情がある場合には、水道課と十分に相談をしていただきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、2番目にご質問の元気な地域経済の与謝野町をとの1点目、地元業者への新たな支援策でございますが、ご指摘のとおり地域経済の低迷の長期化により、地域の活性化が図れない状況でございます。この長期的な状況から脱却を図っていただくため、関係課には各界の状況把握と行政としてどのような支援ができるか聴取し、適切かつ有効な施策の策定について指示をしてみました。一定の施策は構築できたと考えてはいますものの、効果が顕著にあらわれているとは言いがたい状況でございます。

このような中で商工業者の方々に対し、事業の安定化と活性化を図っていただくための施策として、継続してまいりました町独自の制度融資を廃止する決断をいたしました。廃止の決断の要因は、新年度予算での提案理由で申し上げましたとおりでございますが、信用補完制度の見直しと、それに伴う近隣市町村の状況、京都府の制度融資でも対応していただけることをもっての判断でございます。

次に、新たな支援策についてのご質問でございますが、制度融資につきましては京都府の制度の中から企業の資金使途に合う制度を利用願うということになります。町といたしましては、その時点で発生する大きな保証料の負担について、その一部を支援させていただくことを考えております。

また、産業振興事業費補助金の充実を図ることとし、従来のメニューに新たな販路拡大にかかる活動費に対する補助を盛り込ませていただきました。さらには、国の雇用創出関連事業にかかります支援施策でございますが、平成18年度に実施していただいた地域雇用創造調査事業の報告を受けてパッケージ事業、地域創造助成金事業の支援メニュー指定を受けるべく準備を行っているところでございます。

今後におきましても有効な施策の検討と、効果のない施策を検討しながら、スクラップ・アンド・ビルドによります施策の検討を行っていきたいというふうに考えております。

2点目の地産地消の取り組みについて具体的な考え方はでございますが、地産地消はもともと地域で生産されたものを、その地域で消費することを意味する言葉ですが、単にその意味にとどまらず、地域の消費者のニーズに合ったものを地域で生産するという側面も加えた、農業者と消費者を、顔が見える、話ができる関係に結びつける取り組みでございます。また、地産地消は、地域で自発的に盛り上がりを見せてきた活動でもあり、教育や文化の面も含んだ、そうした多様な側面も持っております。

現在の本町における地産地消の取り組みは、ご承知のとおり町内で地場産農林産物を提供する朝市、直売所が8カ所で活動されております。また、お米は絹むすめ、京のまめっ子米といったブランドで、地元スーパー等の店頭に並んでいますし、特にお米の場合は、基本的に昔ながらの

関係で、親戚や知人など縁故米として提供、あるいは消費という形が、既にできているのではないかというふうに思います。

このような状況の中で、町が行う具体的な取り組みとしては、最初に食育の観点からも地場産のお米と野菜を学校給食の材料として提供する仕組みをつくり、考えたいと思います。既に野菜については、部分的に実施をしている面もございますが、できれば全量に及ぶ取り組みにしていきたいというふうに考えております。

他の事例を見ますと、この仕組みづくりに当たっての重要なポイントは、生産者と調理場との間に入る品揃え、数量の確保、企画の統一などを行う調整役が必要であるということですので、農林課と教育委員会と、そして関係機関が十分な協議をし、早期に実現できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

また、学校給食の仕組みを基盤として、引き続き町内にある福祉施設などに対する地場産農産物の提供について、働きかけをしていくなどの取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。与謝の海病院も、その意向があるとのことでございます。

3点目の持続可能なまちづくりの1つが、循環型地域経済ではないかということでございますが、私も同様な考え方でございます。

近年の地球規模によります環境問題の深刻化を踏まえ、いつでも快適に暮らし続けられる環境を子供や孫の世代に伝えることは、私たち親世代の大切な役割ではないかと思っております。このような時代背景の中で、持続可能なまちづくりに向けて地域循環型社会にしていくことは、大変重要な考え方であり、地産地消は、その大きな要素であるというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、そもそも地産地消とは、地元で生産されたものを地元で消費するという意味で、特に農林水産業の分野で使われておりますが、これを地元で生まれたものを地元で消費すると読みかえれば、生産物にかかわらず例えばごみの減量、リサイクルはもちろん、環境学習の推進や食と農の連携によるライフスタイルの見直し、地域の技術を地域に生かす、地域のニーズを地域で解決するなど、単に地産地消と言いましても、広い意味があるのではないかとこのように思っております。

このように効率性を追及するだけでなく、地域の資源や環境に改めて着目し、地域のおける人・物・情報等の交流で、経済の循環を活性化することにより、元気な町、あるいは魅力ある町を創造することができるのではないかと思っております。あらゆる分野で、積極的に実践すべきではないかというふうに考えております。

4点目の抜群の経済効果がある住宅改修制度などが必要でございますが、旧加悦町が行っておられました地域活性化のための住宅改修の助成制度については、当面考えておりません。しかし、近年、東海・東南海地震を初めとする地震に対する耐震化が話題となってきており、また、ことしは丹後大震災から80年の節目でもございます。このような中で、与謝野町では木造住宅の耐震診断事業を行っているところでございます。

また、府では耐震診断後の改修に対する助成制度を、今年度から拡充された所得税の税額控除制度と連携した耐震改修助成を創設され、補助金2分の1、ヘクタール当たり30戸以上等の条件はありますが、60万円を上限に補助が受けられることとなります。したがって、与謝野町の住宅におきましても耐震基準を満たしていない建物が多いことから、本事業が摘要されるよ

うに本年度に計画策定を行い、20年度から本制度を活用し耐震化を図っていただくとともに、活性化につながればと期待しているところでございます。

5点目の小規模農家への支援策や、所得保障制度が必要ではないかでございますか、今農政は農業従事者の減少や高齢化等が進む中で、大きな転換期を迎えております。国においては平成19年度から、新たな対策に移行することになっております。その基本的な考え方は、効率かつ安定的な農業経営が、農業の相当部分を担う力強い農業構造の実現に向けて、これまでの政策を見直し、一定規模以上の経営を行う認定農業者と、一定要件を満たす集落営農組織に限定して、その経営の安定を図る対策に展開するというものでございます。

今後大きな流れとしましては、いわゆる大規模な担い手に限定した施策に変わっていくと思いますので、残念ながら小規模農家にとっては、国の制度に依存することができなくなるものと考えられます。

町といたしましては、町独自の制度によって小規模農家を守る施策を講じる必要がありますが、限られた予算の中では議員ご指摘の所得保障制度について、実現することは難しいというふうに思っております。したがって、現在行っております生産調整支援や、国の支援の届かない産地づくり対策、また、自然循環農業の支援策など、ある程度限定した範囲になりますことを、ぜひご理解いただきたいというふうに存じます。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 伊藤議員の私へのご質問にお答えさせていただきます。

子供の権利条約、児童の権利に関する条約が正式の名称でございます。

それにつきましての1つ目、日本政府も既に子供の権利条約を批准したが、教育長はどのように考えているのかということについてでございます。

まず、この児童の権利に関する条約の日本での批准に際しまして、いろいろ議論がございました。その最たるものは、この条約の前文でございますね、前文の最後のところでございます「あらゆる国、特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために、国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した」というところが話題になったと、そのように記憶しとるわけでございます。

つまり日本におきましては、ここにうたわれています子供たちの権利の保障、そして福祉の向上につきましては、すべて日本国憲法を頂点にして国内法で既に整備されているという、そういう議論がございました。主に批准をめぐる議論は、そこにあったと思っております。つまり日本におきましては、既に国内法で子供たちの権利も保障され、そしてまたそれをめぐる福祉向上について、いろいろ法規定が整備されているということでございます。私もそう思います。

しかし、この条約が批准されたことに対して、どのようにお考えかということでございますので、その点に関しますと、そうしたいろいろな国内法で規定されている、それらがこの条約で1つにまとめられたという、その意義は十分価値あるものというふうには認識しております。つまりこの条約を見れば、我々が子供たちの権利をどのように保障し、そしてまた子供たちの福祉の向上のために何をすべきかということが、一目瞭然と言いますか、よくわかるということが言えると、私はそのように認識している次第でございます。

次に、この条約の精神をしっかりと受けとめ、学校教育や社会教育に生かすべきではないのかと、まず教育委員会職員が認識すべきではないかというお尋ねでございますけれど、私は公務員というものは、やはり法令、条例、規則、これに依拠し、そしてそれらの理念や、そして趣旨、目的をいかに具現化していくのかと。それに携わるのが公務員だと、そのように思っておるわけでございます。

したがいまして、教育委員会の職員におきましても当然国内の、先ほど申しましたいろいろな形で整備されているその法令、あるいは条例、規則、それらをもとにして日ごろの職務に遂行に当たっているわけでございます。したがいまして、社会教育におきましても学校教育におきましても、この条例の趣旨を十分体得して業務の遂行に当たっていると、そのように思っております。

それから3つ目の質問でございます。子供の権利条約の視点で、現在多発している子供を取り巻くいじめなどへの対応をすべきであり、全教職員集団で本格的な教育実践を行うべきではないかというご質問でございます。

子供たち、これはここで言う児童は18歳未満の子供、児童生徒、それから青少年というものを対象にしております。したがいまして、学校現場でいきますと、小学校におきましては児童会、中学校におきましては生徒会、高等学校におきましても生徒会というように、子供たちの自治活動は認めており、そしてその実能力を養うとともに、自分たちの身の回りの問題についての解決等に尽力をしている、そのような状態がございます。

したがいまして、教職員におきましてもその育成という観点から、その自治会活動等を指導、援助しているところでございます。その意味で私自身は、現在のいじめの問題等、多数抱えておるわけでございますけれども、この趣旨を踏まえて、学校ではそのような指導が行われておると、そのように思っている次第でございます。

以上、雑駁な答弁ですけれど、お答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 丁寧な答弁をいただきまして。

まず町長の答弁で、全体としては私、かなり共有できる部分もあったなと思っておりますが、ちょっと認識上、今の格差社会という問題と、今改めて格差と貧困とワーキングプアと、こういう問題の認識が、ちょっと僕と違うなと思って聞いてたんです。それは避けてるのかどうか分かりませんが、率直に私は言いますね。歴史的に言っても格差のない社会なんてない、当たり前なんです、そんなことは。そんなことは当たり前、どう格差をなくすということが大事だと思うんですよ。

町長の答弁の冒頭のあたりをしてみると、私がちょっと違和感を覚えたのはそういう答弁ですね、格差がない社会はない。こういう言われ方をしたら、格差を是正することになってしまいますね。だから私は今は格差が広がっていると、小泉政治の中で格差が広がったんだと、これは圧倒的多数の人がわかりますよ、このことは。だからその認識から今ずっと列挙したいいろんな問題ですね、認識を改めて整理する必要があるんじゃないかというふうに思っております。これが初めの問題で認識を、私の意見を述べておきたいと思っております。

それからもう1つは、いろいろと行政も努力されているわけですが、今、私が今回の質問でお聞きしたかった点の1つは、暮らしや営業が困難になっているということですね。暮らしや営業

が困難になっている実態を町長も認められました。大変な事態だということを答弁で認められました。そうなら問題は、その原因になっている、強いて言うと僕ら流に言うと、国の諸制度の改悪、社会保障の後退とか、こういう問題にきっちり目を向けて対応することが求められるのではないかと考えているんです。そうしないと、町の対応する限界というのは、財政力ありませんから限界がありますよね。当然それは国や府に対して、厳しくそのことを是正させるといいますが、改善を求めると、こういう姿勢が私は要るのではないかと考えているんです。これが1点目の問題です。

それから2つ目の問題で、サラ金対策だけじゃないんですが、そういう困った方にどう相談に乗るか、寄り添っていくかという問題ですが、これは時間がありませんから簡単に言いますね。私は担当課として対応していくということをおっしゃったんで、一步前進かなと考えているんですが、私はこれほど厳しくなってきたら、生活が大変になってきたら、私は町長がおっしゃっていた住民の声を聞く、住民参画のまちづくりがしたい、これを一層具体的に進めるのが、今度のような町民の困ったことに接近をすると、行政が接近していくんだと、この姿勢だと思うんですよ。この角度からの考えをお聞かせ願いたいと思っています。

それから私が前にも言いましたが、税金を払いたくても払えない世帯ですね、こういうことをどう解決するかというのは、今言う行政の姿勢、親身になる姿勢、住民に寄り添う姿勢ですね。この姿勢が欠かせないというふうに思っているんです。だから今申し上げたとおりです。

最後の3つ目ですね、水道の給水停止ですね、国保証の取り上げ問題、私は正直言って、それは明らかに悪質で、金のあるにもかかわらず払わないというのは、それはもってのほかですよ。しかし、それなりに一生懸命努力している方がおられるわけで、その苦労しるところもやっぱり今冒頭に言いました寄り添う立場で、もっと丁寧に接近をしていただきたいというように思います。

だから基本的に例えば給水停止で言えば、給水停止をすることが目的でない、当たり前ですよ、そんなことは。そんなことが目的だったらとんでもないことで、それは最後の手段なんだということを、きちっと押さえていただかなければいけないということで、現場での対応をお願いしたい。

次に、第2点目の初めの問題ですね。町の独自の融資制度が、諸事情で町独自の融資制度がなくなる。新年度からなくするという話ですが、私はこれは産業委員会でも言いましたが、府の制度があるといいますが、府の制度は京都府が窓口になるんじゃないんです。町長は知っといでると思いますけど、全部金融機関任せなんですよ、金融機関で見ると。金融機関でどういうことが起きているかと、今まで地域でこの地方を支えてきた中小零細業者の方々、そうして借金をしながらでも一生懸命、それなりに貢献してきたんですよ。この方々が債務を持って相談に行ったら、今の金融機関はどういうて貸します、金、赤字があるかないか、合うか合わないかで全部切るんですよ。金融機関はそうなってますよね。不良債権処理って、その基準でしょう。今、金融庁あたりが言ってるのは全部そうでしょう、だから借金してるところはだめなんですよ、だから借入れができないという事態が起こる。全部とは言いませんよ、深刻な経営で悩んでいる、一生懸命やりたいという業者が、それで潰されていくんですよ。これを私は懸念として言っておきたい。

それからもう1つは、時間がありませんから最後の住宅改修の問題で再度聞きます。

結論から言いますと、これは去年の6月議会でかなり私は深く調べて言いましたんで、町長の頭には入っていると思うんですが。問題は、結論を言いますね、これほど加悦で言えば18倍の投資効果があったんですよ。18倍の投資効果を上回るような制度があるんだったら教えてください。これにかわる制度があるんだったら、ぜひ担当課の方でもいいですから知恵を出したってください、ぜひ答弁をしてください。私はないと思っています、今のところ。

それから次の農業支援の問題で、加悦が大変だというのは冒頭で言いました、加悦の農業が大変だというのは。そこで私は正直言って、今の国のやってる大型化、大型化の農政は、この町の農業にはついていけませんよ、とて。これは担当課の方も、もう認めざるを得んです、そんなことははっきりしているんです。

その中でギャップが起きているんですよ、全国でギャップが起きてますよ、今。だから国の今の農政あり方というのは、本当に見直さなきゃならないとこへきてるんです。そうでなかったら自給率は上がりっこないですよ。何年前でしたかね、基本法を変えて自給率を上げますというて政府は豪語したんですよ。上がってますか、上がってないですよ。それはもう明らかなんです。自給率が上がっているのは欧州なんです。欧州が上がっているのは、所得保障の予算が半分以上あるんですよ、価格保障制度をちゃんとしているんです。だから自給率も上がっているんです、後継者も育てているんですという点です。

時間がありませんで、最後もう1点言っときます。最後の教育問題で、子供の権利条約の精神についての評価はしていただきました。私は1、2、3と教育長にお伺いしたんですが、そのことの徹底はきちっとされてるかどうか、職員、教員に対する徹底はされてるかどうか、この点をお伺いしたいと同時に、この考え方を私は非常に感動的に受け取りまして、先ほど言いましたが、私は町の総合計画にもぜひともこういう角度からの、別にこのことを載せとは言いませんよ、こういう角度からの接近を、ぜひ試みてほしいということを要望しときます。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） るる新たにご質問がございました。それぞれがお答えできるかどうかはわかりませんが、まあまあおっしゃるように、この世の中は格差のない社会はない、そら当たり前なことだというふうにおっしゃる。それもよくわかりますし、今ほどまたその格差が広がりつつある状況であるということも、我々も同じように理解もしております。

しかし、そういう中で公として、できるだけそういう格差を是正するために何ができるかというところが、やはり一番今求められている大事なところだというふうに思いますし、1つ1つはなかなか申し上げることはできませんが、やはりそうした角度で、視点でもって、いろんな町政を進めていきたいというふうに思っております。

先ほど出てましたように、非常に暮らしやそうした営業が苦しくなっている。それらに対して、やっぱり町でできる施策については、それをできるだけ是正してやっていくというふうなことにつきましても、具体的に19年度の予算の中で反映はしていきたいなというふうに思っております。

例えば保健センターを使って事を起こす。国の縦割りの中では同じ障害者、高齢者であっても、その場所を使われるには補助の出し方が違うんで、今度新たに1つのものとして町がやってい

こうとは思いますが、いやいや、今まで出した補助金を返せだとか、いろいろそうした問題も出てきております。それらについてもやはり町の方から府を通じ、府から国へという格好で、やはりできるだけ住民の負担のないような形で、是正していただくような取り組みもしております。

これらについては1つ1つの小さいものの積み重ねではないかというふうに思いますし、それらの知恵についても、ぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

特に滞納の問題、あるいは水道の給水停止の問題、これも非常に頭の痛い問題でございます。脆弱なこの与謝野町のような町ですと、その滞納額がやはり大きくなるのしかかってくるということは、有効に使えるお金が、なかなか使えないという状況でございますし、反対に住民の側から見れば、払いたくても払えない状況だということです。

ここで一番いろいろな点で職員に言うておりますことは、なぜそういう滞納が起こるのか、なぜ払えないのかということについては、やはり一人ひとりに出会って話を直接聞いて、そしてその手だてをとともに考えて、そして水道だけではなく、いろんな税についても滞納があるわけですから、その人、一人ひとりのカルテと言うたらおかしいですけども、財政再建計画と言いますか、そうしたものを立てて、それにのっとって誓約をしていただいて、やっていくということをしております。

それでもなお呼び出しにも応じない、なぜ払っていただけないのかわからない、そういう方もございます。そうしたときにはやはり何回もの督促をし、一定の期間を経た中で、水道の給水停止も行わせていただいているということで、決してマニュアルどおりとんとんとやってるということではない。それこそ水道課の職員も、ひょっとしたらいろんなことが起こるんじゃないかという、そういう不安を抱えながらのそうした滞納の整理にも当たっているというのが現実でございますので、やはりそれがお互いに水道の停止についてももう最終の手段だということで、そこに至りますまでのプロセス、過程を大事にしていきたいと。またそのことによって、理解をしていただきたいというふうに考えております。

そのほか住宅改修について、これほど投資的効果があるなら知らせくれということですけども、それらについても一定の研究はさせていただきたいというふうに思っております。これも1つの有効な手だてであるかもわかりませんが、今後どのように財政の厳しい中でできるのか、これらも考えてまいりたいというふうに検討をさせていただきたいと思っております。

すべてこの財政の苦しい中で住民の方たちも同じく、景気がよくなっているとはいうものの、この与謝野町にとっては決していい状況には戻ってない状況の中で、お互いに痛みを伴う中で、どこをどう辛抱し、どこをどう削っていくのか、お互いにそれらも協働して話し合う中で、一定の方向性を見つけていきたいというふうに思っておりますし、それらの計画を今それぞれの場面において計画づくりをしているところでございますので、きょういただきましたご意見等も、そうした計画の中に反映させてまいりたいというふうに考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 伊藤議員の2問目の私への質問にお答えさせていただきます。

いわゆる子供の権利条約を現場に徹底しているか、それからまた今いろいろと審議されております総合計画にも、この子供の権利条約の視点から施策をすべきであるのではないかというご質

問です。

私は教育そのものにつきましては、やはり子供たちの存在、そして人格を尊重し大切にする。つまり権利、人権を尊重する上に成り立つものだ、そのように思っています。したがって学校におきましては教員につきましては、そのことを十分認識した上で子供たちの教育に当たっていると思っておりますし、そのようにも指導、助言させてもらっているわけでございます。

また、総合計画へのことにつきましても、これは当然、先ほど申しましたように、国内法ではいろいろと規定があるわけでございますし、それらを当然踏まえた上で策定していくこととなります。ただ、子供の権利条約という言葉、それが出なければそれが踏まえてない、あるいはその視点が抜けているというものでは、私が先ほど申しましたように、そんなものではないというふうに認識しております。

最後に、先ほどちょっと1番目の認識の問題でちょっと抜けておりましたので、補足させていただきます。

いわゆる国内法でいろいろ既に規定されているということを言いました。そしてそれが尊重され、そしてそれが1つにまとめられているということを申しましたですけど、もう1つ抜けておりましたのは、いわゆるこれが国際的な視野の中で、確認できるという点があったとは思っております。いわゆる国内法でいろいろ規定されておるわけでございますけれど、それが日本固有のものではないんだと。やはり国際的な中で、このことは非常に大切なことなんだということが我々にわかったのではないかと、そのようにも思っておるわけです。

以上、第1問に対します補足とさせていただきます。失礼しました。

7 番(伊藤幸男) 終わります。

議長(糸井満雄) これで伊藤幸男の一般質問を終わります。

ここでちょっと休憩をとりたいと思います。35分まで休憩をいたします。

それでは休憩します。

(休憩 午後2時21分)

(再開 午後2時35分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、12番、多田正成議員の一般質問を許します。

12番、多田議員。

12番(多田正成) ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして3点ばかり質問をさせていただきます。

「少子・高齢化と社会保障費のバランスについて」お尋ねをいたします。

当町も19年度の予算が組み立てられ、今回の定例議会に提出されましたが、国は大幅な財政削減策を打ち出しております。国と地方で基礎的財政収支、プライマリーバランスを5カ年で、最大1兆4千300億円の歳出削減をして、2011年には黒字にすると打ち出しております。主な具体案は、国と地方の公務員人件費2兆6,000億円、社会保障費1兆6,000億円、公共事業費3兆9,000億円の削減策であります。当然、地方財政に大きな影響をしております。

当町も今議会に提出されました19年度の予算歳入は、税源移譲によって自主財源が若干ふえ

ておりますが、総予算につきましては18年度より3億3,000万円の減額となって、ますます厳しい財政運営となっております。今後どうしても避けて通れない社会保障制度の進む中で、住民サービスが低下したり、福祉事業が低下するのではないかと。また、それに加え経済を支える年齢層までが激減してまいります。当町としても地域経済の問題として、少子・高齢化の問題に早急に取り組み、当町独自の思い切った施策によって若い方々の定住、出生、子育てのしやすい環境が必要ではないでしょうか。

何としても人口増加策を考えなければバランスの取れない社会に、なお社会保障費がかさむ高齢化率は2000年の17.4%から2015年には26%にも上がり、1.5倍にふえると言われています。大まかな実数ですが、2000年の65歳以上は2,200万人から2015年には3,300万人に大幅に高齢化率がふえてまいります。また一方、少子化が進んできますと、15年には現在の4割も子供が減ることになりますし、今後このような問題をどのように考え、どのような施策を考えておられるのか、町長のご所見をお尋ねいたします。

2問目の質問に入らせていただきます。

「国の施策に合わせたまちづくりか」ということで質問させていただきます。

ご存じのように、大店立地法のもとでまちづくり三法が施行されておりますが、地方におきましては、その中の1つである都市計画を実際にひいている市町村が少なく、まちづくり三法の効果が出なかったのが現状で、むしろ郊外への出店に拍車がかかったのであります。

これではまちづくりに問題がということで2006年、昨年にまちづくり三法が改正され、国は多機能集積地策を打ち出してきました。都市計画法と中心市街地活性化法、商業、学校、病院、文化施設等総合的な取り組みが、町の活性化に必要ということで、延べ1万平米を越す大型店は郊外への出店が原則禁止となりましたが、どうしても必要なら都市計画を変更して、誘致ができる仕組みとなっています。

昨年改正されたのは、都市計画決定や変更に対し知事が同意をされる際に、市町村から十分意見を聞き、周辺の影響を考慮する仕組みがとられるようになりました。改正後は首長が本部長として、都市機能の集約を重視したまちづくり基本方針に沿って、各市町村を都市計画区域の中で活性化をさせようと打ち出しております。

当町はそれぞれの集落に点在している町で、中心市街地的なところがありませんので、非常にメイン的なまちづくりは難しいと思います。それでも将来のために商業の集積地や農村を生かした都市交流の町、文化財や工芸、美術、文化、教育をあわせ持つまちづくりをゾーニングした中で、都市計画を進めていただきたい。

また、ことしの9月には大幅な法の見直しがされると聞いております。しかし現時点の法では、計画を首長が認めることによって税制の優遇や国の手厚い支援が受けられることになっています。それぞれ施策法に合わせ活性化を図っていただけるものと期待しておりますけれども、いろいろ難しい問題もあろうかと思いますが、今こそ町長の秩序ある手腕を発揮していただきたいと願うものであります。町長のご所見をお尋ねいたします。

第3問目の質問をさせていただきます。

「町民参加の公共事業費の導入制を」ということで、お伺いをいたします。通告書には、公共事業に伴い入札のあり方に触れておりますが、今回はその問題ではなく、視点を変えての質問を

させていただきます。

さて、皆さんもご存じのように、国は大幅な公共事業費の削減策を打ち出してきました。あわせて当地域におきましても、依然として景況は厳しく、当行政の自主財源にも影響が出てまいります。したがって、公共事業や住民サービスも控えなければなりませんし、今後はそういった事情を踏まえながら、総力を挙げて地域の活性化を考えなければなりません。

地方地域のあり方についても、新聞、テレビ等いろいろ報道されていまして、いろんな実例もあるようですが、単に行政任せではなく、自分たちの町は自分たちの手でつくるんだという思いから、新たな手法によって町をつくり上げることが大切ではないでしょうか。そのためには町民参加型公共事業費導入制を、つまり地域の公共事業に対し町民の皆さんが投資のできる制度をつくることで、町民の皆さんの行政に対する関心も高まり、また、我が国では依然として低金利時代が続いておりまして、預金利息もつかない時代であります。したがって、預金よりも高い利回りで個人の資産運用ができることで、行政としても現在の起債方法よりコストの削減にもつながり、町民の皆さんにも還元できるのではないのでしょうか。出資法なども含め、新たな取り組みとして研究の余地があると思いますので、ぜひ今後の事業展開が活発化するように、1つの方法として考えていただきたいと思います。事業費の確保、事業の透明性、町民参加意識の向上、事業費コストの削減、町民投資効果などさまざまな利点が考えられるのではないのでしょうか。

町長のご所見をお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 多田議員のご質問にお答えいたします。

1番目の少子・高齢化と社会保障費のバランスを問うとのご質問でございますが、総務省発表による昨年9月現在の高齢者人口は前年より83万人増加し、総人口に占める高齢化比率は20.7%となっております。一方、2005年の合計特殊出生率は過去最低の1.26でございましたが、人口動態統計の速報値では、2006年の出生児童が前年より3万2,000人増加し、1.3台に回復する可能性が高いとみております。厚生労働省は景気の回復に伴い雇用が安定したことが、結婚や出産の増加につながったとしておりますが、総人口を維持するために必要な合計特殊出生率2.08には遠く及ばない状況であり、ふえ続ける社会保障費を抑制するための制度見直しが毎年度のように行われております。

与謝野町の昨年12月現在の高齢化比率は26.5%で、国をはるかに上回る速度で高齢化率が進んでおりまして、町独自の施策が求められております。合併により一定の財源規模にはなりましたが、三位一体の改革によりまして、厳しい財政運営に変わりではなく、限られた予算の中で自助・共助・公助の協働によって、身の丈に合った行財政運営を図っていかねばなりません。

少子化対策といたしましては、乳幼児医療、児童生徒医療費の現物給付、時間外保育、一時保育、学童保育、子育て支援センターなどの継続、充実を図り、子育て支援のまちづくりを推進します。

高齢者対策といたしましては、みずから生きがいを見出せるような事業を実施するとともに、住みなれた地域で自立した生活を送っていただけるよう、介護予防専門デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護施設の整備を進め、介護度の重度化を防止する取り組みを行ってまいり

ます。そのことが介護保険制度の円滑な運営にも寄与するものと考えております。

さらに少子化、高齢化の影に隠れがちではございますが、障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害者の福祉施策も重要な課題でございます。地域でできるだけ自立した生活を送っていただくため、生活の場としてのグループホーム、ケアホームの整備。就労機会拡大のためのパン工房、弁当工房の設置などを進めてまいりたいというふうに考えておりました、これらの施策は与謝野町福祉空間「安心どこでもプラン」と称して、平成19年度から展開していくこととしております。プランの内容につきましては、本日は説明を省かせていただきますが、機会を見てご提案申し上げたいというふうに存じます。

地域経済の活性化施策につきましては、何よりも安定した収入を得ることが重要であり、そのためには就労の場の確保、頑張る企業を応援するまちづくりを進めてまいります。行政に頼るだけではなく、産業にかかわる業界の皆さんがみずから汗をかいて頑張ってください、そのことが報われるまちづくりを進めたいというふうに考えておりました、そのための農林業、商工業、観光振興の補助金や金融支援事業などを継続してまいります。地域住民の幸せを第一とし、地域コミュニティを大切にす自助・共助・公助の協働を大切にするまちづくりを推進することが、民間活力の導入を引き出し、人口増や定住の促進に結びついていくものというふうに考えております。

次に、2番目の国の施策に基づき都市計画を策定されるのかでございますが、このご指摘のとおりまちづくりを行ってまいります中で、土地利用を明確にすることは重要なことであるというふうに考えておりました、その手法として都市計画法による都市計画区域等の具体的なゾーニングの指定を行うことで、均衡の取れた魅力ある町並み整備ができるものと考えております。

そのことは現在策定中の総合計画に、どのように盛り込むべきか協議を行っているところでございまして、十分議論が必要な分野であり、それだけ重要であるというふうに認識いたしております。私自身は都市計画を取り入れたまちづくりは必要と考えておりますが、町民の皆様の土地に用途を指定するわけで、指定後は自分の土地でも他の用途に利用できないことも生じてまいりますので、町民の皆さんに理解をいただくためには、かなりの時間が必要であり、一方的な指定はできないものというふうに考えております。

多田議員が申されます法律、いわゆるまちづくり三法と言われるものでございますが、とりわけ都市計画法、中心市街地活性化法による総合的なまちづくりは必要と考えており、京都府におきましてもさらに具体的な基準を定めるべく、地域商業ガイドラインの策定に取りかかっておられ、当町におきましてもその基準によって、まちづくりを進めていくべきというふうに認識いたしております。

最後に、都市計画法と中心市街地活性化法等でまちづくりを進めている市町は、近隣では宮津市、福知山市が取り組んでおられますので、これらも参考にしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、3番目の住民参画の公共事業費が導入できないか新たな行政手腕を問うという点でございますが、議員ご指摘のように公共事業に対する談合、汚職事件が毎日のように報道され、大きな社会問題となっているところでございます。当町の職員も競争入札妨害容疑で逮捕され、皆様方に大変ご迷惑やご心配をおかけしていることに対しまして、改めておわびを申し上げます次第で

ございます。

当町では昨今、大きな問題となっている入札の疑惑を払拭し、公明正大な入札な実行するためにはどのような方法があるのか、助役を長として内部職員で構成します指名委員会で検討をするよう指示しておりまして、間もなくその検討結果が報告される予定でございます。その報告を受けて、さらなる改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

さて、多田議員ご提案の、公共事業を地域住民からの出資によって賄うという方法でございますが、これは一般的に住民参加型ミニ市場公募債と呼ばれるもので、住民の行政参加意識の向上や自治体主導で資金調達ができることなどを主なメリットとして、近年注目を集めている起債でございます。

平成14年に群馬県が発行したのを皮切りに、この手法を導入する団体は全国的にも増加傾向で推移してきております。府内の主な例としましては、京都府、京都市、綾部市が既に発行しているほか、19年度からは京丹後市も発行を予定しておられます。

本町としましても地方自治を運営していく中で、住民参加はまさに核となるべきものであり、資金の使い道を明らかにした上で地域住民に出資を募り、町の行財政に積極的に参画していただくというこの手法は、大変有益であるというふうに認識いたしております。

ただ、導入に際しましては金融機関との調整、対象事業、発行条件の設定等調整すべき課題も多くございますので、まずは発行に必要な仕組みや体制について検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、多田議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ご答弁ありがとうございました。

私の申し上げておることは、大変大きな取り組みの問題でありまして、すぐに答えの出る問題ではありませんけれども、総合的にやはり子供の出生率と、高齢化社会になりお年寄りがふえてくるといふ問題でありますけれども、その中で地方経済がだんだんバランスが取れないという状況がありますので、この国全体ではそういうことでありますけれども、当町としてやはり何かの策を打って人口増をしたり、それから子育て支援、子供が生まれる環境をつくることによって、この町に住もうということになるかと思えます。

したがって、出生状況でありますけれども、現在の出生のできる30歳から34歳の女性は、町長も先ほど言われましたように統計上多くなっておりまして、しかしながら次世代の15歳から19歳の女性は、現在の年代層の約6割くらいだと言われておりまして、今の出生率が少々上向いても10年後には4割も減ることになってまいります。

一方、経済を支える20歳から59歳の現役層は、平成12年には7,100万人と言われていましたが、平成32年、13年後には6,000万人と現役が激減してしまいます。そこへ70歳以上といえますから、13年後は私たちもその年齢に入ってくるわけですがけれども、全人口の2割以上に高齢化率がふえてまいります。財政の収支が合わなければ伊藤議員が言われましたように、国はすぐに増税策を打ち出しますけれども、今の地方経済は何としてもその施策だけは避けていかなければなりませんし、地域の発展はやはり定住人口や入り込み人口の増加策が必要であろうかと思えます。

そのためにやはり観光であったり、織物を観光にしたりとか、農業を観光施策に向けたりとか、いろんな方法でこの町に交流人口がふえること、あるいは住宅環境、子育て環境を充実させて、この町に若い方々が定住していこうというような思い切った施策が必要ではないかという思いから、町長にお尋ねいたしました。

2番目につきましてのご回答ですけれども、当町は先ほど言いましたけれども、集落が点在をしております、福知山や宮津市のように中心的な町がありませんので、大変まちづくりはつくりにくいと思います。しかしながら三方を山々に囲まれて、のどかな田園が魅力の1つでありますこの町に、やはり乱開発を抑制する意味でも都市計画をひいていただきたい。

しかし今抱えております農業、企業、商業の問題を考えたときに、新たなまちづくり構想も必要だと思っております。今、都市計画をひいていただいております、そのことも十分考慮していただいた都市計画になると期待をしておりますけれども、やはり私たちの望むのは、将来もっと織物の町で活性化したように、何かもう少し違った形でこの町を活性化していかなければ、若い方たちが流出してしまうのではないかというふうに心配をしております、2点目につきましては、そんな思いから質問をさせていただきました。

3番目には、要するに今町長が言われましたように、出資の条件として事業の目的に共感できたり、配当、利回りの預金金利もよいこと。事業主体が自分で住んでる自治体であることなど、いろんな条件があって難しい問題であろうと思っておりますけれども、やはりこれからは財政が厳しい関係が予測されますので何とかそういう知恵を出し、また民間の力を利用して、この町を活性化させていただきたい、そういうふうに思っております。

今の町の起債状況ですけれども、国・府の関係の資金では0.4%から7%の利息が支払われておりますし、民間の金融機関では0.5%から3.4%の利息になっているようです。しかし私たちが銀行に預けましても、今0.2%とかそういう低い金利であります。それが同じ銀行に支払われている金利を民間に直接与えられても、行政としてはコストの削減、あるいは町民への還元になると思っておりますし、経済が悪いものですから民間の還元策も考えていただきたい。そんな思いから、この制度をもう少し検討していただいて、ぜひともそういう策を、新しい策を見出していただきたいなというふうに思います。その辺の思いを、町長にもう一度聞かせていただけたらと思いますので、2回目の質問とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 多田議員の2回目の質問にお答えいたします。

非常にこれらのことについては難しい状況であることは、これは間違いないわけですが、ただ難しい難しいと、先ほどの伊藤議員さんのご質問でもお答えしましたように、そうしているだけでは何ともならないというふうに思います。

これらも例えば定住策、あるいは少子化、高齢化対策と言いましても、いろんなことが有機的にうまく組み合わせさせて、そして初めてバランスの取れた中でお互いに助け合うというふうなことになるんだというふうに思いますし、そうした意味で今回、さっきの「安心どこでもプラン」ではないですけれども、ドラえもん「どこでもドア」じゃないですが、与謝野町のどこでも、いろんな福祉サービスを受ける受け皿があるんだというふうな意味で、「どこでも」という言い方をしているんですけれども、今後は「いつでも」だとか、また、「だれでも」だとかいうプラ

ンも、これ打ち出していききたいなというふうに思っておりますけども、まずそういう高齢化、あるいは障害者の方たちを受け入れる、そういう場所、施設の充実をまず図っていききたいというふうな意味で、今回もご提案させていただくことになるかと思いますが、1つ1つの医療費を現物給付にしてるだとか、学童保育をしてるだとか、住宅施策をやっていくだとか、いろんなことが有機的にうまく回り始めるといいんではないかと思っておりますので、それらも総合計画の中で打ち立てる中で、1つ1つ前へ向いての取り組みは進めていききたいなというふうに考えております。

いろんな都市計画のご提案もございました。大事なことだと思いますし、新しい与謝野町をどうランドデザインを描くかという意味では、避けて通れないことだろうというふうに思いますが、それにはやはり住民の方たちの協力、自分の土地でありながら、自由にできなくなるというようなことも出てまいりますので、それらをやはり十分にお聞きした上で全体をかけるのか、部分的にかけていくのかいろんな手法もありますので、職員もあわせて勉強をしながら、それらについては構築はしていきたいというふうに考えております。

あと最後におっしゃってございました、この町民参画の公共事業費が導入できないかという点も、先ほども申し上げましたように1つの手法だと思いますので、これらについても研究はさせていただきたいというふうに考えております。

甚だ簡単ですけれども、2回目の答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ご答弁ありがとうございました。

町長の頭の中には、いろんな施策が入っていることのように受けとめさせていただきました。それもこれから総合計画の中に組み込まれてくるんだろうなというふうに思いますが、今回3点目ばかり質問させていただきましたのは、いずれにしても共通することは、財政がこれからだんだん厳しくなるということから、こういう質問になりました。その中で思い切った施策を取るときは取っていただかないと、とても間に合わないという状態が起きますので、町長の手腕をぜひとも期待しておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、そういう意味から町長は行政のトップマネジメントのあり方について、町長の行政経営における基本姿勢をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） たびたび何度も言ってることでございますけれども、やはり新しい町となりまして今までのやり方だけを踏襲しては、とてもこの財政の厳しい中では先行きが行かないと。これから10年、20年を見据えた、そうした持続可能なまちづくりをするためには、やはり派手なことではなしに、1つ1つ住民の方たちとの対話の中で積み上げていく。そうした地道な積み上げが、新しい町の非常に大きな力になるんじゃないかというふうに考えております。

そうした意味で、お金のないときにはないなりに知恵を出して、それをカバーしていく方法を職員も真剣になって考えておりますので、議員の皆さん方もそうした意味で、いろんなご提案がぜひいただきたいというふうに思います。身の丈に合った与謝野町をつくっていききたいというのが基本でございます。

1 2 番（多田正成） ありがとうございました。

議長（糸井満雄） これで多田正成議員の一般質問を終わります。

次に、14番、有吉 正議員の一般質問を許します。

14番、有吉 正議員。

14番（有吉 正） しばらくの間ご辛抱をお願いします。最後の質問者になりました。

私は通告のとおり4点目ばかり町長に質問をいたします。

まず初めに、地域間格差拡大の中での町行政の運営について質問をいたします。

2月11日付毎日新聞に載っていたわけですが、04年の府内の38市町村の平均を所得を掲載してありました。京都府内では木津町がトップで412万円、最低は旧加悦町の257万円、所得格差は約1.6倍です。ちなみに旧野田川町は260万円で37番目、旧岩滝町は271万円で33番目、近隣市町は宮津市298万円で24番目、京丹後市273万円で31番目、伊根町272万円で32番目となっています。京都府も南北の所得格差が顕著になっているあらわれだと、このように思われます。

全国的に見ますと、毎日新聞のインターネット版によれば、平均所得の上位はほとんどが大都市部、04年は東京23特別区のうち9区は上位20自治体に入っています。下位は軒並み高齢化の著しい町村部であり、最高は東京都港区の947万円、最低は北海道上砂川町の211万円です。ますます地域間格差の、全国的に見ても拡大のあらわれです。

与謝野町は織物を基幹産業としていますが、大手小売店2社の倒産から冷えきった状況が続いています。ますます所得格差拡大の中での行政運営をしていかなければなりません。夕張市は他人事ではないわけであります。マスコミによれば、最後は議会は何をしていたと、こういうことがよく言われておりますが、議員にも悪いところは押しつけられると、この覚悟をしていなければなりません。

そこで町長に質問いたします。

総合庁舎への道のりを早く示すべきではないでしょうか。

2つ目に、指定管理者制度が始まったばかりではありますが、土地建物の有効活用は無論であります。売却も視野に入れていかなければいけないと考えています。この点いかがでしょうか。

これは町長が出されておる予算編成の基本的事項の中で、スクラップ・アンド・ビルドの考え方は非常によいと私も思います。しかし、予算書を見せていただいています。もっとこれは絞れていけるのではないかと考えております。これはまた予算審議で指摘してまいりたいと、このように考えております。

次の質問に入ります。

9月議会で勢旗議員より、福祉の里建設に当たって尼ヶ原開発と岩屋、加悦奥を結ぶ道路建設についての地元の期待があったのではないかとこの質問があり、町長は当時、要望はあったとしても直接聞いた記憶もなく、結論は出していないというご答弁でありました。

当時、私は議員1年生であったわけですが、当時の茂呂野田川町長が大変地域にも入られた中で、福祉の里を建設するための下準備の非常な努力を上げておられたこと思い出しております。

こういった中で太田町長は、町長になられてからは聞かれたことはなかったかもわかりませんが、地元の議員として当時から推進した人間の一員として、また地域の声は地元の推進を進めておられた地域の方々の中にもそういった声はあったこと。そして旧加悦町議員さんから、君の

ところと加悦奥と昔は歩いて通っていたんだと。だから道路をつくろうやと、そういった声も、また加悦奥の方や地元岩屋の方にもあったということはお伝えしておきたいと、このように思っております。

また、尼ヶ原は農地であります。たしか約2町歩ほどあると思いますが、三河内水道の水源に当たっているため、昔からいろいろと水源のために農家の方へ葉を使ってくれるなどが、いろいろな要望があったのも事実でありますし、たしか12、3年ほど前かもわかりませんが、町が梅の栽培事業を尼ヶ原に計画したとき、約200万円の事業費だったと思いますが計画をしました。そのときにも三河内区より要望があり見直ししてほしいと、そういった要望書が出され、計画が中止になった経過もあるわけでございます。

尼ヶ原開発ということは、非常に農家の方は要望があっても、現実的に水源に当たるために難しい、これが現実であろうかと、このように考えております。合併を機にひとつよい解決策はないものか、町長にお伺いいたします。

次に、9月議会で私は有害獣対策に犬を活用するための行政の対応をひとつやっていただきたいという質問を行いました。それ以降、インターネットや、またうちの議会事務局の方にもいろいろお世話になって勉強をしまいいりました。

最近テレビのニュースで、追い払い犬として取り上げています。長野県の大町市で始まり、大町市の近隣町に広がり、隣の兵庫県に加美町でも試みが始まっております。追い払い犬につきましても、私自身としては概略把握できたのではないかと、このように考えております。両県ともいずれも県が主体となって事業を行っております。一定の訓練を受けた犬を作業犬と認可する、その体制づくりが大事であります。県には動物愛護に関する条例、もちろん京都府にもそういった条例があるわけございまして、それをクリアするためには町の体制もそうであります。府と関係法令を整理して行って作業犬として認可する。この作業が必要であると、このように考えておりますので、これを当町でも取り入れられないか、この辺について町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、最後の質問に入ります。

有害獣の問題でもそうなのですが、荒廃農地がますますふえていく、これが現状であります。先ほど言いました尼ヶ原も本当に荒廃しております、悲しい現実があるわけですが、今は民家の隣の農地まで及ぼうとしている場所もあるわけであります。何かよい手だてはないものか、難しい問題ですが、町長に質問をいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美）

有吉議員のご質問にお答えいたします。

1番目の地域間格差拡大の中で町行政の運営とのご質問の第1点目、総合庁舎への道のりでございますが、行政効率化の観点からは、将来的には1つの庁舎にすることが望まれるというふうに考えております。

しかしながら現在、3庁舎の全職員数、本庁舎が70人程度、野田川庁舎が50人程度、加悦

庁舎80人程度が、現状のいずれか1カ所で執務するスペースはどの場所にもございませんので、総合庁舎にするためには、いずれかの庁舎を増築、または新たに庁舎を建設するなどの対応策が必要となってまいります。

一方、現在、行政改革に基づく定員適正化計画を検討しておりますが、この中では全職員を類似団体並みの230人程度、平成18年4月1日現在の職員総数は320人でございますが、それを230人程度にすることを議論しており、また、合併協議の中でも類似団体並みの職員数にすることが、目標とされているところでございます。現在、職員数が減少いたしましても現有施設の1カ所で執務するということは、困難ではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても増築、他の施設の転用、あるいは新築などを選択する必要がありますが、多額の財源が必要となることは間違いありません。現在の本町の財政状況などをかんがみるときに、例えば新築や増築をする場合の巨額経費に対する財源手当を考えると、合併特例債が利用できる合併後10年以内に手を打つことが、1つの考え方になるというふうに思います。また、これ以降に建設を予定するなら、できるだけ早期に建設基金の積み立てを開始していくことが必要と考えております。

ただ、庁舎整備に当たっては、合併協議の中で、なぜ分庁舎方式で現在のような組織を採用されたのかを考えておく必要があるかというふうに思います。分庁舎方式については、住民サービスの低下を防ぐこと。すなわち旧町域の住民の皆さんが可能な限り各庁舎で、これまでどおりのサービスが受けられること、既存庁舎の有効活用を図ること。すなわち新たな施設を建設しないことを優先すべきであるという決定された結果でございます。また、組織については町民が利用しやすく、町民の声を適正に反映できる組織機構が検討され、分庁舎方式と総合窓口、地域振興課の設置が採用されたものと認識しております。

以上のような考え方で、現在の組織機構となっており1年が経過しましたが、住民の利便性や行政としての費用対効果などの分析は、現在までのところ十分にはできておりません。総合庁舎方式を検討する前に、分庁舎方式や組織機構の十分な検証が必要であるというふうに考えており、現段階で庁舎の方式を変更する考えはございませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の行政の所有資産の有効活用と売却でございます。

町の所有資産については、行政財産と普通財産がございます。この中で行政が行政目的以外に使用したり売却したりできるのは、普通財産と言われるものでございます。普通財産の一部につきましては、これまでから有効活用を図るために京都府、民間企業、区などへ貸し付けており、一定の貸付料を得ております。しかしながら、現在の厳しい財政状況をかんがみると、有吉議員がおっしゃるとおり、資産のさらなる有効活用が必要であるというふうに認識いたしております。

この件につきましても現在、行政改革推進委員会、及びまちづくり及び行政改革推進本部で鋭意議論していただいている中で、資産の有効活用が検討されているところでございます。

特に、まちづくり及び行政改革推進本部では、既に担当課が普通財産のリストに基づき現地調査をして、資料を取りまとめている段階でございまして、調査が済み次第、検討する予定でございまして、一定の整理ができましたら議会にもご報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

次に、3点目の既得からの脱却、検証と見直しでございます。

平成19年度予算編成方針の基本事項でも指示していますが、持続可能な発展をしていくためには限られた財源の中で、住民と協働を基本に町政を進めることとしております。

そのような中で、新たな事業を展開するだけでなく、既存事業や懸案事業の再検討、再精査を行い、効率性の低いもの、時代の要請に合わないものについては廃止を含めて見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を示しているところでございます。今後、各事業を見直してスクラップ・アンド・ビルドを徹底していくと、それぞれの分野にかかわる個人、団体の方々から、さまざまなご意見をちょうだいすることになるというふうに思っております。

しかし何度も申し上げますが、大変厳しい財政状況の中、これまでのように満遍なく予算をつけていくということが不可能になってきております。事業の取捨選択と財源の集中が不可欠な時代になってきていると考えております。このため各種の事務事業を検証して見直し、例えば事業を取りやめることになる場合には、そこにかかわる関係者の方々にご説明申し上げ、ご理解をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

先ほどの資産の有効活用や事業のスクラップ・アンド・ビルドのみならず、現下の厳しい財政状況を乗り越えていくためには、さまざまなところで行政改革に取り組んでいく必要がございます。職員の人件費、各種団体への補助金、既存施設の統廃合、各種施策など、それぞれの分野で既得と考えられているものにまで検証を行い、大胆な見直しを図ることが必要であるというふうと考えております。国、地方の多額の債務を抱える中、本町でも全体の約297億円の借入残額があり、平成19年度当初予算では2億円の財政調整基金の取り崩しを見込まざるを得ない状況となっております。

持続可能な行政運営と穏やかな変革を望んでいた3町合併ですが、現状では想像以上の急激な変革に対応していく必要がございます。議員の皆さん、住民の皆さんもこのことをご理解いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、2番目の尼ヶ原開発と岩屋、加悦奥への道路でございますが、有吉議員ご指摘のように、尼ヶ原やその周辺の開発につきましては福祉の里の建設も関連し、いろいろな議論がなされたことを記憶いたしております。特に梅林の開発につきましては、現地が三河内水道水源に当たることから、当時、三河内の地区から反対の声が上がったことも認識いたしております。

尼ヶ原やその周辺の開発につきましては、公的あるいは私的ないろいろな場所で議論がなされていたと伺っておりますが、その時期と現在とでは社会経済情勢、とりわけ地方財政をめぐる状況が厳しさを増大してきており、いろいろな意味で考え直していかなければならないだろうというふうに思われます。

ただ、その当時の状況と違う事情も生まれてきつつございます。梅林の整備で問題となりました三河内水道の水源の問題でございますが、水道施設整備計画に基づき平成19年度から三河内簡易水道の整備に着手し、浄水場を丸ごと大藪に移転し、表流水を使用せず井戸を使用することといたしますので、水源に当たらなくなるということでございます。完成の時期は、平成24年度の予定でございます。

次に、3番目のご質問の有害獣対策でございますが、シカ、イノシシなどの野生鳥獣が人里まで出没し、農作物への被害は年々増加しており、せっかく大切に育てた田や畑が荒らされてしまい、農家の方々も営農への気力も減退し、荒れる農地がふえる要因となっております。

シカ、イノシシが人里を怖がらなくなった、山にえさが少なくなった、人間がつくる農作物の味がよく量もあるということを感じた等々のいろいろな要因が言われておりますが、それらの要因が重なって、最近の獣被害の増大につながっているというふうに考えられております。

町でも京都府とともに有害鳥獣駆除、電気柵設置支援等対策は行っておりますが、あくまでも農地や農作物を獣被害から守るという対策であり、根本的には有害獣を減らす、人里に寄せつけないという方策でないため、その対策についても限界がございます。

有吉議員ご提案の鳥獣害対策に犬の活用をとのことですが、長野県大町市では、地域が訓練された犬を飼育しながらサルを追い払い、人里へ寄せつけないという方法で農作物の被害を減少させている事例があるということなので、担当課にその研究を指示しているところでございます。

内容を聞きますと、犬の訓練費用が月5万円で、約3、4カ月の訓練期間、また、放し飼いをするための地域での十分な話し合いが必要で、現在ではサルがその対象であり、イノシシ、シカについての効果の検証がされていない等、検討しなければならないことも多くあるようですし、兵庫県でも本年度から訓練費用を予算化し、モデル地区を指定しながらその効果を検証し、効果が上がれば来年度以降、拡大を目指す方針と聞いておりますので、本年度の成果を見ながら、また長野県の事例研究も深めながら、検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、4番目のご質問の荒廃農地の解消でございますが、荒廃農地解消の問題につきましては本町に限らず、高齢化、後継者不足に悩む全国の農村が共有する課題であり、国ではこの点についての危機感から数年前より、荒廃農地を防止するため中山間地域直接支払制度の創設、そして継続をしていますし、また特に平成19年度から、大きく農業政策を転換しようとしております。農地・水・環境保全向上対策において、農村環境を地域で守る事業の創設、また、地域の担い手、認定農業者や集落共同での営農組織への農地の集積を進め、コスト低減から農業所得の向上を目指す施策への転換を大きく進めようとしております。

しかしながら、厳しさを増す農業を取り巻く環境を考えますと、国の施策だけで課題が解決するということにはならないというふうに考えており、なかなか妙案はありませんが、農家や、あるいは農家を取り巻く地域全体で、良好な農地や農村環境を後世代に引き継ぐ努力が重要と考えております。そのため、本町の農業振興につきましても町の重要課題ととらえ、農地の荒廃防止に向けた施策を展開したいというふうに考えておりますので、農業委員をお世話になっております有吉議員のご支援も、よろしくお願いがしたいというふうに思います。

以上、有吉議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

14番（有吉 正） 2回目の質問に入りますが、追い払い犬のことなんですけどね、これは2月3日の朝日新聞の京都版ですが、犬が児童をかんでけがと、飼い主書類送検、これは京丹波町の公園であったわけですが、結局、過失傷害と府動物愛護条例違反ということになるわけですね。飼い主の責任が問われとるわけなんです。ですから犬を放すということは、非常にいざというときには飼い主責任を問われるわけで、場合によっては通告された場合、今度事情を聞かれるわけですね。だからそういった法律をクリアしていかんなんという、非常に厳しいことなんです。しかし長野県がやられておる、兵庫県でもやられておるということなんです。

それでもう1点、こういうことなんですけど、議会事務局の方からいろいろと問い合わせをして

いただきまして、これは長野県の南木曾町、この南木曾町では中犬という形でやっておるわけなんです、この町は特区申請されたということを知りまして、特区申請についてはどのような状況ですかと質問をしていただきました。答えは、犬の放し飼いについて、当初、法律の規制があるとの認識から特区申請をしましたが、法律の中で、放し飼いができない規制はないとの回答でした。ただし実施に当たっては、以下の点に留意する必要があります。

関係法令の中で、家庭動物等の飼育及び保管に関する基準の中で、放し飼いの自粛を求める努力規定があると、こういうことと。それから当該県、与謝野町でしたら京都府になるわけですが、その条例に対処しなければならないと、こういうことなんです。それでこの南木曾町は中犬登録審査会というものを設けておりまして、そのメンバーの役職は、どのような方ですかという質問に対しては、審査会の構成は犬の識見者3名と、町各課長、助役。識見者は犬の訓練所長、猟友会長、それから犬の識見者。課長は総務、住民、教育委員会次長及び担当課長、それから括弧して、各課長は関係機関との調整役と。こういった経過を踏んでいかなあかんで、非常に府と調整をしていかならんと。ここら辺について取り組んでいただけるならば、こういうことをやっていかならんとということですので、その辺、町長のお考えを再度伺いをいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、追い払い犬というのは、どちらかというとサルあたりの小さいといいますが、イノシシやシカにはどうも向かないような話もお聞きもしております。

サルというようなことであれば、追い払うことにたけているのかなと思いますが、まだまだ先ほどおっしゃったように、ちょっと私自身もこのことについてはそう深く知っておりませんし、また担当課の方でもそういう研究も含めて、1つの有効な手だてになり得るものなら、それらを進めていくということもやぶさかではございません。またほかにも、牛を飼うとかいろんな方法もあるようでございますし、それらも含めて今後の大きな課題にしたいなというふうには考えております。

それについて、もし取り組むのであれば、おっしゃったような府との調整といいますが、そういう府の指導も当然ながら受けていかなきゃならぬだろうというふうに思いますので、その辺の研究からさせていただきたいと思います。

1 4 番（有吉 正） 終わります。

議 長（糸井満雄） これで有吉 正議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、風邪が大変はやっておりまして、この議場でも5人ぐらいマスクをかけておられますし、理事者以下大変大勢風邪をひいておられます。どうか帰られまして十分休養を取っていただきまして、あしたも元気にひとつご出席くださいますようお願いを申し上げます。

次回は3月14日、あす午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。大変ご苦労さんでした。

（散会 午後3時42分）